

御嵩町国土強靱化地域計画 (案)

～強くて、しなやかな御嵩町の実現に向けて～

令和3年 月

岐阜県御嵩町

目次

はじめに	1
第1章 強靱化の基本的考え方	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ等	2
(1) 位置づけ	2
(2) 計画期間	2
3 基本目標	2
4 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
(1) 本町の特性を踏まえた取組推進	3
(2) 効率的、効果的な取組推進	3
(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進	3
5 計画策定の進め方	5
第2章 本町の地域特性	6
1 地理的、地形的特性	6
2 気候的特性	8
3 社会経済的特性	9
(1) 人口	9
(2) 人口減少・少子高齢化の進展	10
(3) 経済活動	10
第3章 計画策定に際して想定するリスク	12
1 巨大地震(南海トラフ巨大地震ほか)	12
2 風水害(水害、土砂災害)	13
第4章 脆弱性評価	15
1 脆弱性評価の考え方	15
2 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定	15

(1) 事前に備えるべき目標	15
(2) リスクシナリオ	15
3 リスクシナリオを回避するための施策の分析、評価	17
第5章 強靱化の推進方針	18
1 推進方針の整理	18
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針	18
(1) 行政機能	18
(2) 都市・住宅	22
(3) 保健医療・福祉	23
(4) 産業	25
(5) 国土保全・農林水産・交通	26
(6) ライフライン・情報通信	27
(7) 環境	27
(8) 横断的分野1 リスクコミュニケーション	28
(9) 横断的分野2 老朽化対策	28
第6章 計画の推進	29
1 施策の重点化	29
2 毎年度のアクションプランの策定	29
3 計画の見直し	29
別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	32
別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果	49
別紙3 リスクシナリオごとの推進方針	59

はじめに

本町は、直近では、平成22年7月15日及び平成23年9月20日の豪雨災害により、甚大な被害を受けました。そして、そのたびに多くの人的、物的資源を投入し、復旧、復興を図ってきました。これらを教訓に、いかなる自然災害が起こっても機能不全に陥らず、致命傷を避け、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、また、被った被害を迅速に回復することができる「強さ」と「しなやかさ」、いわゆる強靱性を確保しようとする取り組みが、国土強靱化です。

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行され、その後、国において「国土強靱化基本計画」が平成26年6月に作成されました。また、基本法第13条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されており、平成27年3月に県では「岐阜県強靱化計画 強くて、しなやかな「清流の国」を次世代に引き継ぐために（平成27～31年度）」を策定しています。そして、令和2年3月に当該計画の終期を迎えたことから、「第2期岐阜県強靱化計画 強くて、しなやかな「清流の国ぎふ」を次世代に引き継ぐために（令和2年度～6年度）」としてその内容が見直されました。

本町は、可児吉長（通称 可児才蔵）生誕の地であるとともに、江戸時代の五街道の1つである中山道が東西に伸びているなど、歴史、文化等に恵まれているだけでなく、山林が59.9%を占めるなど自然豊かな町です。しかし、自然の象徴の1つである可児川は、突発的豪雨や近い将来発生する確率が高いとされている南海トラフ巨大地震が発生したときは、河川の氾濫等、町内でも大きな被害が出ることが予想されております。このため、豪雨災害や巨大地震などの大規模自然災害による致命的なダメージを回避するとともに、被害から迅速に回復できるよう、平時から大規模自然災害に対する事前の備えとして、国土強靱化地域計画を策定し、強靱化の取り組みを計画的に進めていくこととしました。

第1章 強靱化の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

平成25年12月に公布・施行された基本法では、第13条に「国土強靱化地域計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本町においても、南海トラフ巨大地震等、いかなる災害が発生した場合でも、致命傷を避け、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、国土強靱化地域計画を策定する。

本計画に基づく事業実施を通じて、強く、しなやかな御嵩町の実現を目指す。

2 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

本計画は、本町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。強靱化に関する内容については、町の様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものである。

(2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 基本目標

国土強靱化地域計画は、基本法第14条において「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、国土強靱化地域計画の策定に当たっては、国と県の計画と調和を図り、以下の4項目を基本目標として強靱化を推進することとする。

- 町民の生命の保護が最大限図られること
- 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

4 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」などを踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 本町の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少の進行など、本町を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組を進めること。
- ・7.15、9.20豪雨災害など、過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、想定外の事態が発生することを常に念頭に置いて取組に当たること。
- ・それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組に当たること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、近隣市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組を進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組を国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組に当たること。
- ・非常時のみならず、日常の町民生活の安全安心、産業の活性化等に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組との連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備に当たっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ・強靱化の担い手が町民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスク、避難情報等を自分の事として認識し、身を守る行動につなげられるよう、学校、職場、自治会、自主防災組織等を通じた継続的な防災教育の取組を進めること。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導、避難所運営支援等、地域防災力の要として、防災リーダー、消防団員等の防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ②強靱性確保の遅延による被害拡大を見据え、長期的視野をもった取組推進
- ③地域間連携の強化、東京一極集中から「自立・分散・協調」型国土構造の実現
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤制度、規則の適正な在り方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦自助、共助及び公助の適切な組み合わせと官と民の適切な連携及び役割分担
- ⑧平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

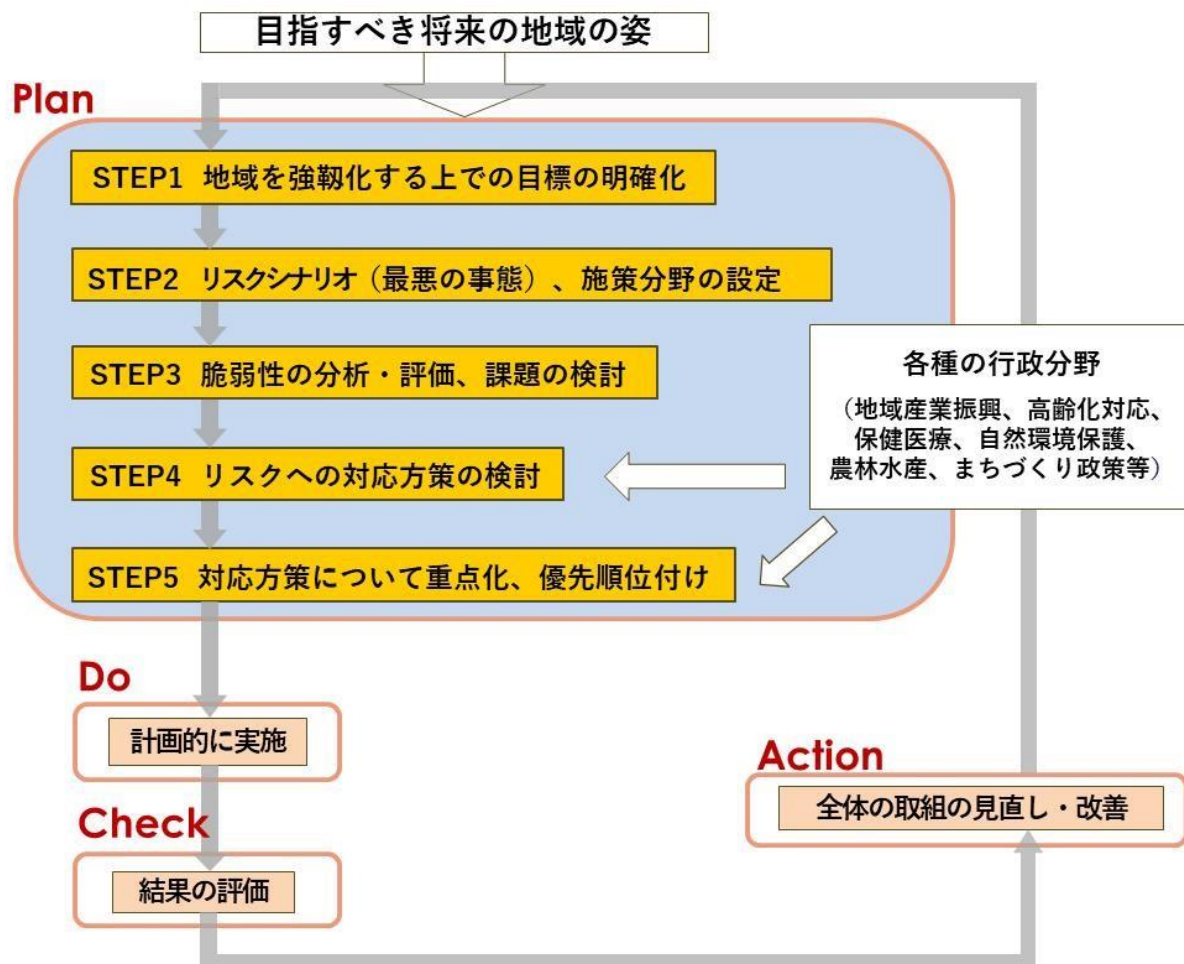
- ⑨施策の重点化の推進
- ⑩既存の社会資本の有効活用
- ⑪民間資金の積極的活用
- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等への配慮
- ⑰環境との調和、景観の維持への配慮、自然環境の有する多様な機能の活用

5 計画策定の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」が発行されており、本計画の作成に当たっても、同ガイドラインに記載の手順を踏襲することとした。



（出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第7版）策定・改訂編）

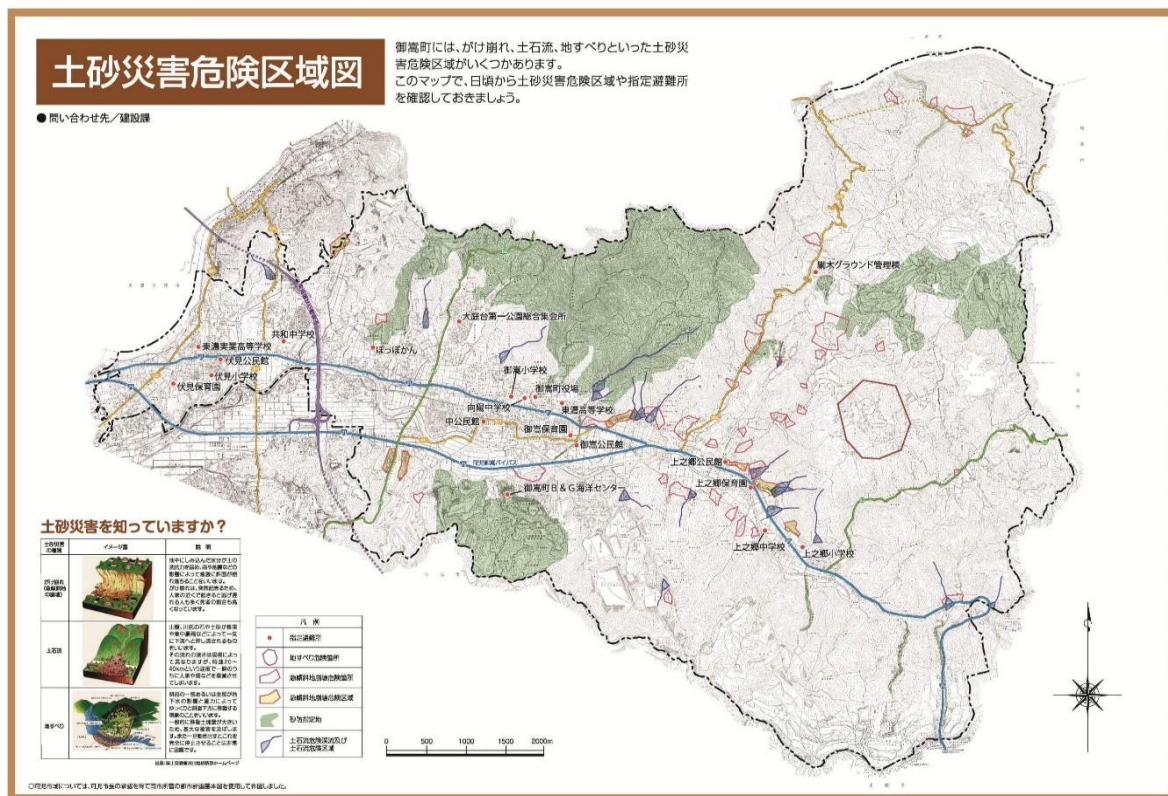
第2章 本町の地域特性

1 地理的・地形的特性

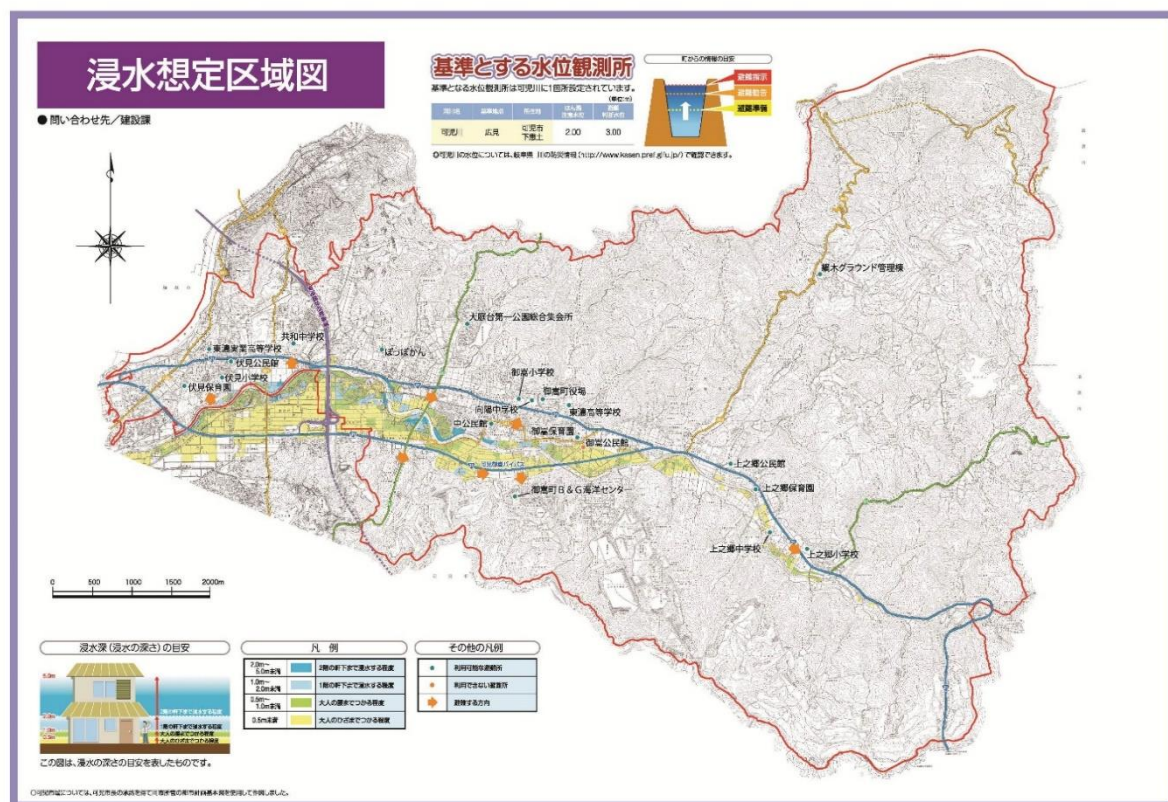
御嵩町は、可茂地域の南部、県の中南部に位置し、町域は東西12.4km、南北8.9kmの広がりを持ち、面積は56.69km²を有している。また、名古屋市及び県都岐阜市から35km圏域に位置し、東は瑞浪市、西は美濃加茂市、可児市、南は土岐市、北は八百津町と接している。町域の59.9%が山林であり、町内の中央を可児川が東西に流れ、北部には木曽川が流れている。西には可茂盆地が広がり、木曽川などにより形成された濃尾平野の末端に位置すると言え、南は緩やかな丘陵地、北は小高い山が連なっている。

このような位置にある本町は、中濃地方5市7町1村により形成される「中濃地方拠点都市地域」、美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡により形成される「可茂地域」に属しており、特に可茂地域の中では衛生組合をはじめとする各種事務組合を設立し連携を図っているほか、交通面では、名古屋鉄道広見線により可児市・岐阜市・名古屋市とのつながりも強く、これらのベッドタウンとしての機能を有してきた。また、道路網をみると中濃地域その他、東濃地域とのつながりも強く、国道21号可児御嵩バイパス及び国道21号、主要地方道多治見白川線などにより多治見市・土岐市とも連携し、更に東海環状自動車道(可児御嵩 I.C)により、関・美濃方面や瀬戸・豊田方面へと広域交流圏を拡大しており、豊かな自然環境を有する町にとどまらず、平芝工業団地、グリーンテクノみたけ工業団地による産業拠点としての役割をも担っている。

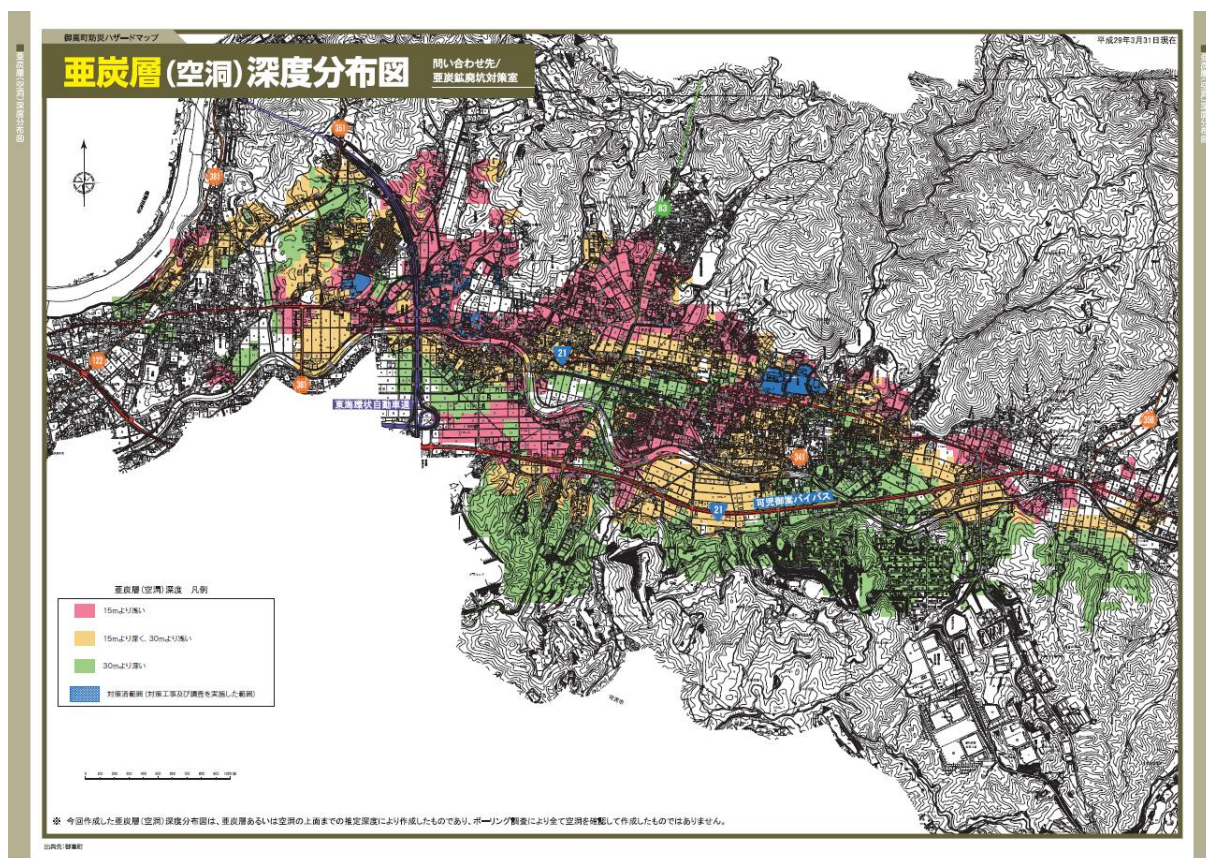
道路網等への資本投資整備が維持管理へと移行する中、中山道の宿場町(御嶽宿・伏見宿)、門前町として歴史的な街並みも現在に継承してきた。しかし、日本の産業を担い昭和40年頃まで「亜炭の町」として日本一を誇ったものの、エネルギー需要が石油燃料に切り替わっていくなどの影響により亜炭鉱山はすべて閉山し、現在も市街地内を中心に無数の亜炭廃坑が横たわっている。防災において他市町村にあまり例のない「落盤被害」に対する住民の恐怖を招いているが、これを解消する対策として、南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業等、国、県からの支援を受け、順次地下充填作業を進めている。



御嵩町内の土砂災害危険区域分布図



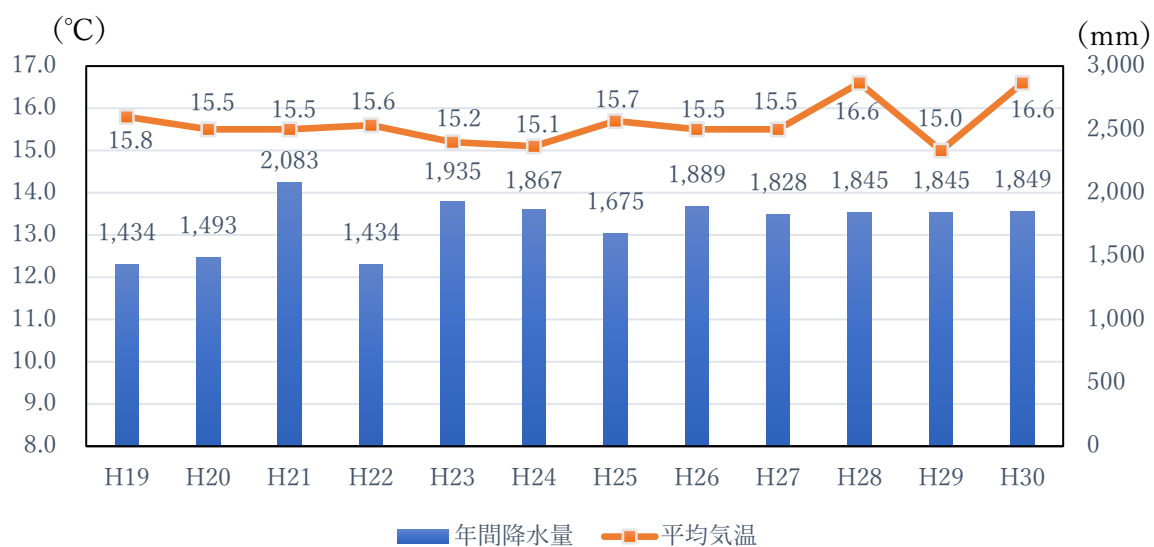
御嵩町内の浸水想定区域分布図



御嵩町内の亜炭層深度分布図

2 気候的特性

本町の気候は、年間平均気温で概ね15℃以上で推移しており、年間総雨量は、平成21年度に年間2,083mmを記録したほか、近年では1,800mmを超える年がみられる。しかし、県下では比較的温暖な傾向にあり、夏の降水や冬の降雪も比較的少ない。

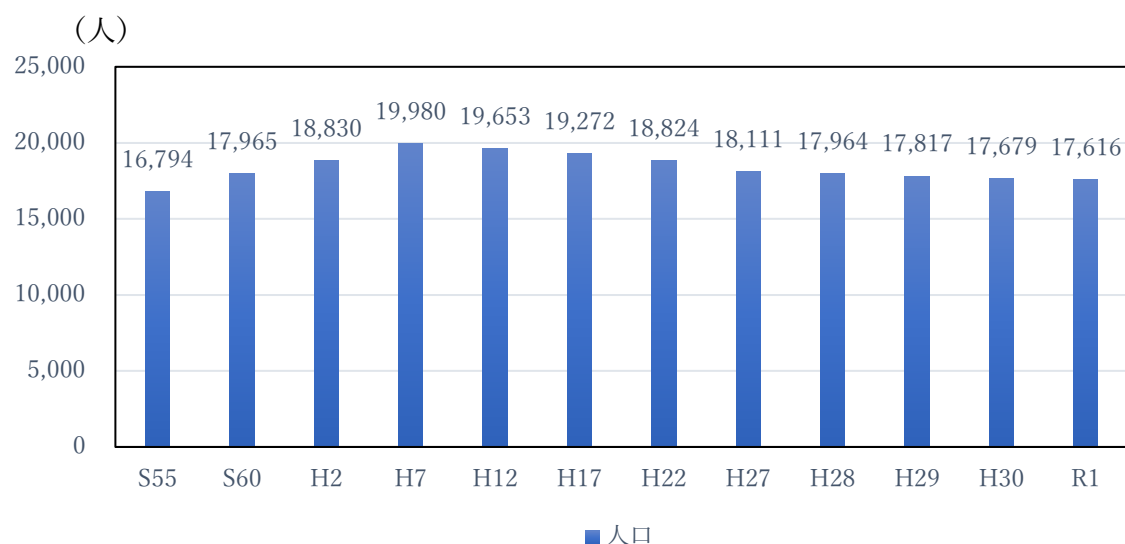


御嵩町の年間平均気温と年間降雨量の推移
(出典:可茂消防事務組合資料(美濃加茂市本署での測定値))

3 社会経済的特性

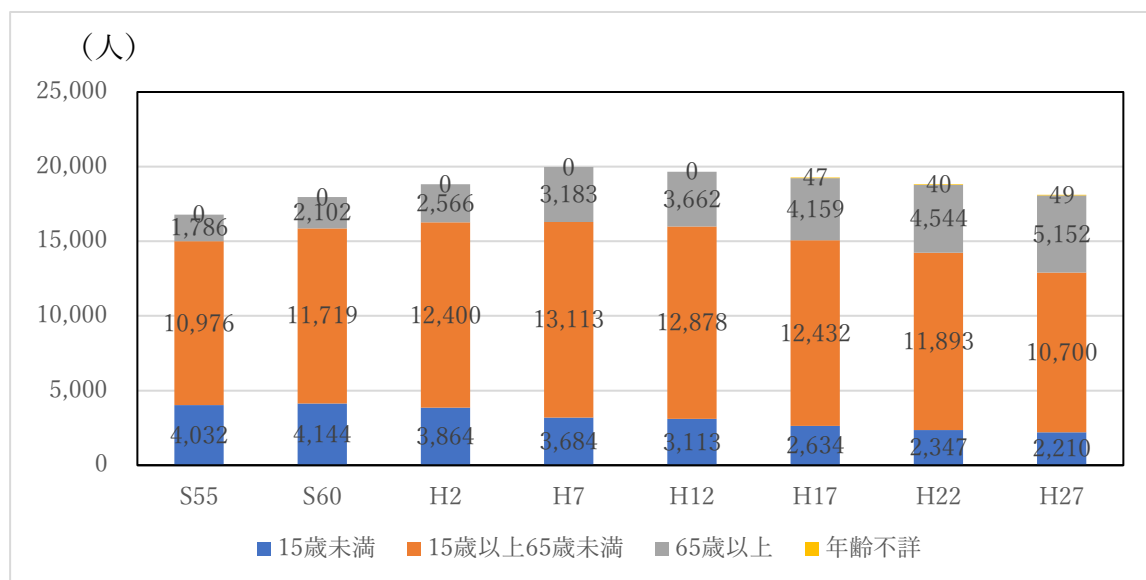
(1) 人口

本町の人口は18,126人、世帯数は7,553世帯(令和3年1月1日現在)である。なお、そのうち外国人の在住は、632人、463世帯である。本町の人口は、平成7年をピークとして緩やかな減少を続けている。また、実数では、平成7年から令和元年の25年弱の期間に、約2,360人、約11.8%減少している。



御嵩町の総人口の推移

(出典:国勢調査(平成28年以降は、岐阜県人口動態統計調査))

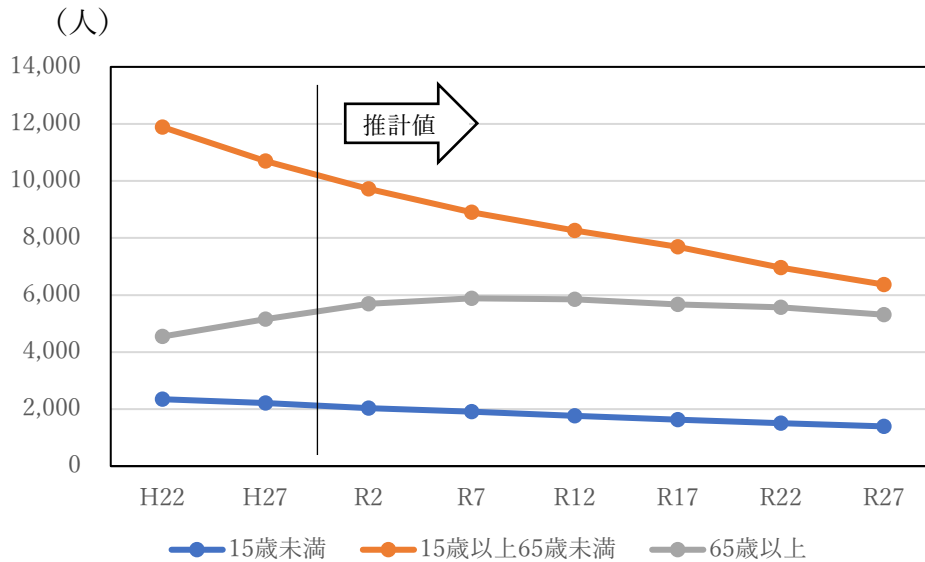


御嵩町の年齢3区分別人口の推移

(出典:国勢調査)

(2) 人口減少・少子高齢化の進展

本町の人口は、令和27年には 13,079 人になると推計されており、その間、年少人口及び生産年齢人口は減少し続け、老年人口は増加傾向にある。



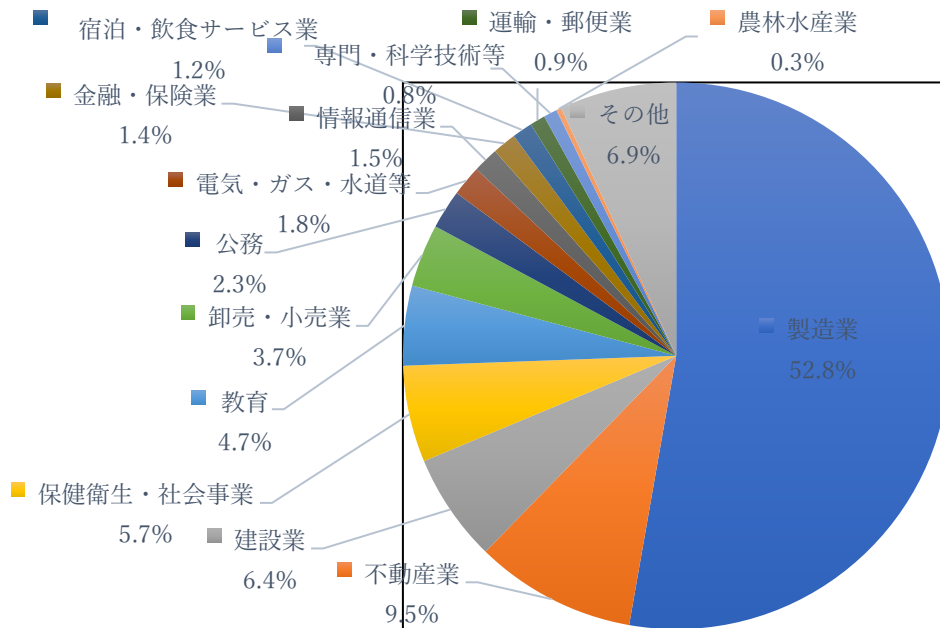
御嵩町の年齢3区分別人口の推移

(出典:国勢調査、R2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」(平成30年3月推計))

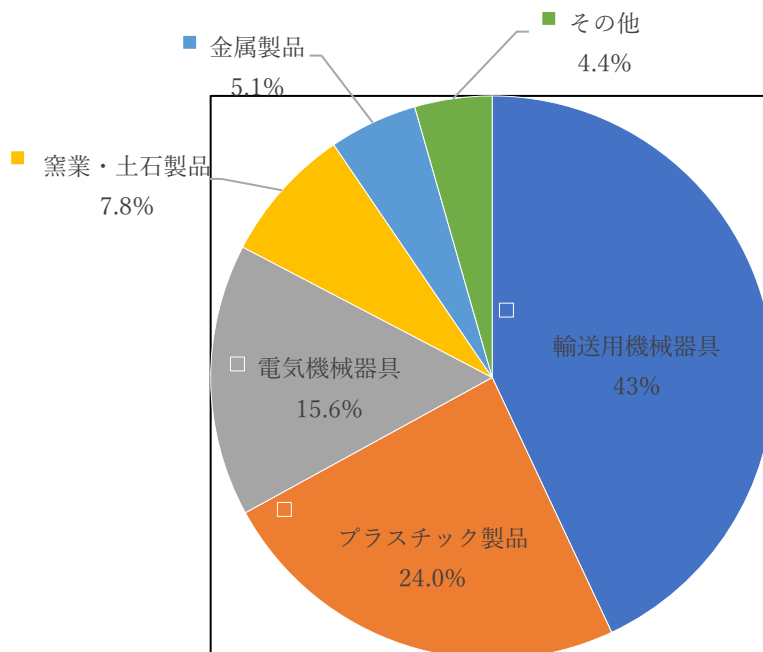
(3) 経済活動

本町の産業構造は、製造業や建設業等の第2次産業が約60%、不動産業、運輸・通信、サービス業等の第3次産業が約40%を占めている。

また、製造品出荷額は輸送用機械器具が最も多く、次いでプラスチック製品が多くなっている。



御嵩町の総生産額の産業構成
(出典:岐阜県「H28 年度県民経済計算」)



御嵩町の主な業種別の製造品出荷額
(出典:岐阜県「H30 年工業統計調査」)

第3章 計画策定に際して想定するリスク

本計画では、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模な地震や、本町において過去に多くの被害をもたらしてきた風水害等の大規模自然災害を対象とする。

1 巨大地震（南海トラフ巨大地震ほか）

南海トラフ巨大地震の被害想定は、建物被害全壊169棟、半壊761棟、焼失0～2棟、人的被害死者数2～4人、負傷者数94～133人としている。

また、その他内陸型地震の被害想定は、建物被害全壊5棟、半壊254棟、焼失0棟、人的被害死者数0人、負傷者数4～28人としている。

なお、当該想定は、県が平成25年2月に発表した「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」を踏襲している。

（1）南海トラフ巨大地震による被害想定

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		6弱		
建物被害	全壊	169棟		
	半壊	761棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	2棟
人的被害	死者	4人	2人	3人
	負傷者	133人	107人	94人

（2）内陸型地震による被害想定

ア 養老－桑名－四日市断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から6弱		
建物被害	全壊	5棟		
	半壊	138棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者	0人	0人	0人
	負傷者	28人	25人	21人

イ 阿寺断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から5強		
建物被害	全壊	0棟		
	半壊	45棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者	0人	0人	0人
	負傷者	9人	11人	8人

ウ 跡津川断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から5強		
建物被害	全壊	0棟		
	半壊	46棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者	0人	0人	0人
	負傷者	9人	9人	7人

エ 高山・大原断層帯

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度		5弱から5強		
建物被害	全壊	0棟		
	半壊	25棟		
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟
人的被害	死者	0人	0人	0人
	負傷者	5人	6人	4人

2 風水害(水害、土砂災害)

本町においては、過去に7.15集中豪雨(平成22年)により、建物被害全壊1棟、半壊3棟、床上浸水28棟、床下浸水72棟などの被害を受け、避難勧告により65世帯161名が避難を余儀なくされた。

また、9.20集中豪雨(台風15号(平成23年))により、建物被害全壊1棟、半壊4棟、床上浸水18棟、床下浸水68棟、人的被害死者数1人、負傷者1人などの被害を受け、避難勧告、避難指示により144世帯304名が避難を余儀なくされた。

近年では、平成30年7月西日本豪雨、令和2年7月豪雨などにより、多数の線状降水帯が発生し、県内で大雨特別警報が発令されるなど、局地的豪雨が頻発しており、今後も風水害による甚大な被害の発生が懸念されている。

平成22年7月15日の集中豪雨



平成23年9月20日の集中豪雨



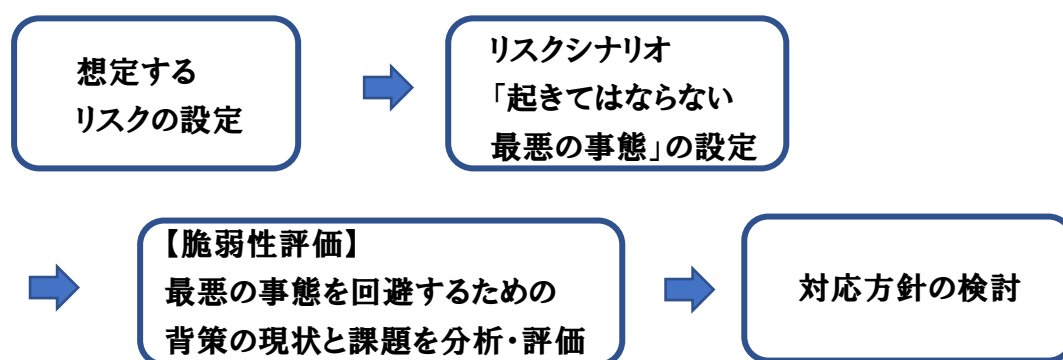
(資料:御嵩町)

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

この国土強靱化に関する取組は、大規模自然災害による被害を回避するための対策（町の施策や現状）のどこに問題があるのかを把握するため、「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進していく点に特徴がある。また、本町においては、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき以下のとおり分析・評価を行った。



2 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

基本法第17条第3項の規定に基づき、国土強靱化基本計画において、「起きてはならない最悪の事態」を設定した上で脆弱性評価を実施していることや、県においても同様の手法をとっていることから、本町においても同様の設定を行うこととする。

(1) 事前に備えるべき目標

前述した基本目標を達成するための事前に備えるべき目標について、国土強靱化基本計画に準じた8項目を設定した。

(2) リスクシナリオ

リスクシナリオの設定は、国土強靱化基本計画で設定されている45項目、県の地域計画との整合、町の実情を勘案し、21項目に整理した。

「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」

事前に備えるべき目標 (8項目)	リスクシナリオ (21項目)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による住宅、建築物等の倒壊又は市街地等における大規模火災による甚大な人的被害の発生
	1-2	突発的又は広域的若しくは長期的な集中豪雨による市街地等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生
	1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅及び甚大な人的被害の発生
	1-4	亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地等崩壊に伴う人的被害の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の不足又は長期停止
	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ又は重大な不足
	2-3	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
	2-4	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化又は疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	情報伝達の長期停止等による避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されない事態
5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺又は風評被害等による観光経済等への影響
	5-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
	5-3	食料、物資等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止
	6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-3	異常渇水等による用水の供給の途絶
7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-2	地域コミュニティの崩壊又は人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	8-3	幹線等基幹インフラの損壊、広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

3 リスクシナリオを回避するための施策の分析、評価

21のリスクシナリオごとに、各分野の関係部局が実施している個別施策の取組状況、課題、重要業績指標(KPI)などから、脆弱性評価を行った。

また、複数の施策分野に関係するリスクシナリオが存在することから、施策分野ごとの脆弱性を把握するため、施策分野ごとの評価も行った。

施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、町の行政組織も鑑み、7つの個別施策分野、2つの横断的分野を設定した。

【個別施策分野】

①行政機能
②都市・住宅
③保健医療・福祉
④産業
⑤国土保全・農林水産・交通
⑥ライフライン・情報通信
⑦環境

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション
②老朽化対策

脆弱性評価結果は、別紙1、別紙2のとおりである。

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、本町における強靱化の施策の取組方針について、各々のリスクシナリオ及び脆弱性評価を行うに当たり設定した9つの施策分野に今後必要となる施策を検討し、事態を回避するための施策の推進方針として整理した。

推進方針は別紙3のとおりである。

別紙3 リスクシナリオごとの推進方針

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を9つの施策分野ごとにとりまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進に当たっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

施策分野ごとの推進方針は次のとおりとする。

(1) 行政機能

【避難施設の確保】

- 災害に備え、指定避難所を21施設指定している。感染症流行時の災害も想定し、避難施設の確保に努めるとともに、引き続き、御嵩町防災ハザードマップの活用等により、避難施設の位置について周知強化に努める。
- 新たな避難所の確保に当たっては、避難所として必要な機能を有するか、施設の耐震基準は満たしているかなど、一定の基準に基づき判断する。
- 指定避難所の指定のほか、指定緊急避難場所や福祉避難所についても引き続き確保していく。

【消防力の強化】

- 消防団詰所の老朽化に伴い、個別施設計画に基づく建替え又は長寿命化の実施を図る。
- 火災発生時の迅速な消火活動が展開されるよう、自主防災組織に対する補助制度の導入や消防団による定期的な放水訓練を引き続き実施する。
- 大規模な災害が発生した場合、生活用水及び初期消火用の代替施設がないため、耐震性貯水槽、消火栓等の整備を進める。
- 消防水利施設として、消火栓等の設置を充実させる。
- 消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、効果的な確保対策を検討するとともに、必要に応じて機能別消防団員の積極的な活用も検討する。

【初期消火対策】

- 大規模地震等が原因で火災が発生した場合の地域住民による初期消火が、迅速かつ適切に行われることを目的に、町防災訓練、消防団による自主防災組織への指導等を通じて初期消火体制の充実を図る。
- 火災の初期消火、延焼拡大等を防ぐ役割の1つとして、自主防災組織が組織されており、各組織ごとに定期的な訓練を行うなど、災害時の活動に備えている。町の補助金を積極的に活用し、自主防災組織の活動を引き続き支援していく。

【防災行政無線の整備】

- 災害時に町民へ防災情報等を速やかに伝達するため、全戸に防災行政無線(アナログ式)の戸別受信機を配布しており、令和 2 年度からは、難聴地域を中心にデジタル式を配布している。今後、故障、紛失等による交換も随時実施していく。
- 防災行政無線のデジタル化に合わせて新たに再送信子局を設置し、難聴地域の解消を図ったところであり、災害時に確実に機能するよう、適切な維持管理を進める。
- デジタル式に更新された移動系無線についても適切な維持管理を行うとともに、使用方法について習熟しておく。

【廃棄物処理施設の耐震化】

- 廃棄物処理施設の損壊を防止するため、各施設の耐震化、堅牢化などの対策を講じていく。

【越境避難体制の充実】

- 災害時に、町民が、自治体の境界を越えて円滑に避難できるよう、本町と瑞浪市において越境避難に関する協定を締結しているが、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、新たに協定を締結するなど、円滑な越境避難を可能にしておく。

【非常用物資の備蓄の充実】

- 南海トラフ巨大地震等、突発的な大規模災害が発生した場合、想定以上の避難者が発生する可能性があるため、長期保存が可能な備蓄物資の調達及び適正管理による更新を行う。
- 防災訓練等を通じ、家庭等における自主的な非常用物資の備蓄の促進に向けた啓発を継続して実施する。
- 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達を行うことができるよう、引き続き、新たな協定の締結等体制の強化を行う。

【受援体制の整備】

- 大規模災害発生時において、災害時相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、受援体制について応援職員等が円滑に応急業務を実施できるよう、受援計画の策定に努める。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として御嵩小学校を設定していることから、各地域の防災拠点へと搬送する体制についてマニュアル等の充実に努める。

【公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進】

○庁舎等の防災拠点施設、避難所、その他の公共施設に太陽光発電・燃料電池・蓄電池・木質バイオマス熱利用設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入を推進する。

【民間宿泊施設の指定避難所としての借上げ】

○食料のみならず、空調やトイレ環境など多様な生活機能が完備されている民間の宿泊施設を指定避難所として借り上げ、被災者の安全確保、健康維持を図る。

【災害対応力強化のための資機材整備】

○災害対応のため消防団員等が利用することとなる災害用、救助活動用資機材の整備の充実に努める。

【災害用トイレ対策】

- 指定避難所、下水道利用住宅等に対して、必要に応じて仮設トイレの設置を行う。
- 避難所施設等に伴う仮設トイレは、原則として、し尿貯留槽が装備されたものを配置する。
- 仮設トイレは、町備蓄のもので対応できるよう備蓄の充実に努めるが、不足する場合は、応援要請を行うための体制の整備を図る。

【業務継続体制の整備】

- 御嵩町業務継続計画（BCP）において、非常時優先業務、職員の参集体制について定めているが、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制など、訓練等を通じて業務継続体制の強化を図る。
- 職員用食料、飲料水、庁舎の非常用電源等の確保に加え、非常時優先業務の執行環境の確保に努める。
- 職員やその家族が被災することにより登庁できない事態をできる限り回避するため、職員研修等により職員の防災意識を高め、自助に係る実効性を確保する。

【新庁舎等の建設】

- 災害対応の中核拠点として機能し、対応に当たる職員等が円滑に活動でき、かつ、町民の暮らしを守る防災拠点施設となるよう、防災機能を充実させた新庁舎の建設を着実に進める。
- 新庁舎は災害時の活動拠点となることから、災害対策本部として構造上十分な安全性を確保し、情報通信設備機器やライフラインのバックアップ機能（非常用電源、耐震性貯水槽等）など必要な機能を備える。

- 災害時には自主防災組織の活動拠点等として利用できる防災拠点施設(町民ホール)を整備するとともに、新庁舎建設エリア内のインフラ(排水施設等)も併せて整備する。
- 災害時に多数の住民が避難できる拠点避難地として防災公園を、防災拠点施設(町民ホール)と併せて整備する。
- 大規模災害時には、防災拠点施設(町民ホール)や防災公園へ住民が避難するため、避難経路及び緊急通行車両等の進入道路の整備を行う。

【課内の業務共有化】

- 職員の誰もが保険証の発行などの窓口業務が遂行できるよう、課内における業務の共有化を可能にするためのマニュアル作成等に努める。

【情報伝達ツールの多様化】

- 災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、町ホームページ、フェイスブック等の SNS 等を積極的に活用し、多様な方法による周知を行うとともに、スピーカー積載公用車の維持管理を図る。

【町ホームページサーバの外部データセンターへの移設】

- ホームページによる情報提供が継続できるよう、外部データセンターにホームページサーバを移設するなど、環境の整備を図る。

【町ホームページの災害モード搭載】

- ホームページに大量のアクセスが集中しても、情報提供が継続できるよう、ホームページの簡易表示板を作成するなど、環境の整備を図る。

【特設公衆電話の配備】

- 被災者が安否確認に使用する通信手段として特設公衆電話があるので、避難所への設置を積極的に行うとともに、確実に使用できるよう通信試験を定期的実施する。

【町内事業所における帰宅困難者の一時受け入れ】

- 公共交通機関の停止により帰宅困難となった者を、一定期間事業所内に留めておくことができるよう、企業等に必要な物資等の備蓄を促すなど、環境の整備を図る。

【備蓄品等の協定締結】

- 被災時に食料等の安定的な供給を可能とするよう、民間企業等と協定の締結を進める。

【ライフライン事業者との協定締結】

- 被災時にライフラインの安定的な供給を可能とするよう、事業者と協定の締結を進める。

【ボランティア対策】

- 大規模災害等が発生した場合、災害ボランティアに対する初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動を行っていただけるよう、町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、実効性を確保するための訓練の実施を検討する。また、必要な災害支援物資の調達、配布方法等についてもあわせて検討する。

【被害認定調査の効率化】

- 大規模災害時には多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想され、罹災証明書の交付の遅延は、復旧等の遅れに繋がるため、課内で研修等を実施するなど、更なる職員の認定事務の強化を図る。

(2) 都市・住宅

【空き家対策の推進】

- 平成25年度に実施した空き家の実態調査の結果、町内には約180戸の空き家が存在していることを確認し、その際、空き家の危険度をAランク～Dランクで評価した。この危険度をベースに、今後も、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「御嵩町空家等の適正管理及び有効活用に関する規則」に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、平成30年7月に策定した空家等対策計画の見直しを行っていく。

【民間建築物の耐震化】

- 平成25年度に行われた住宅・土地統計調査(総務省統計局)を基にした推計値では、昭和56年5月31日以前に着工された建築物(以下「旧基準建築物」という。)のうち、耐震化実施済の住宅数と、それより後に着工された建築物の住宅数を合わせた耐震化されている住宅の割合は74%となっている。安全確保の取組を支援するため、木造住宅の無料耐震診断、建築物の耐震診断補助、耐震補強工事補助を促進し、旧基準建築物の建替え・耐震改修の促進を図る。

【ブロック塀等の除去推進】

- ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀等を撤去する方を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀等の除去推進に努める。

【道路メンテナンス等の実施】

- 災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する。

【公共下水道(雨水)の整備】

○集中豪雨等による雨水の流出量増大による市街地等の浸水被害を防止するため、雨水排水計画を策定し、計画的な雨水排水対策を推進する。

【応急給水体制の確保】

○水道事故対策マニュアルに基づく対応、関係機関との応援体制の確保に努めるとともに、給水タンクや給水袋など、配備した既存の資機材の活用と、資機材の備蓄、渴水を想定した応急給水訓練の実施を行うなど、給水体制の整備を図る。

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

○被災した方の一時的な休憩施設等として活用可能なソーラーシステムハウス等を供給できる環境の整備を図る。

【下水道施設の未普及対策と老朽化対策・耐震化対策】

○下水道施設に係る未普及対策と既存下水道管路の更新及び耐震化を引き続き実施することにより、生活・衛生環境の向上と快適な暮らしの実現を図る。

【応急危険度判定士育成】

○令和2年4月1日現在、町職員における被災建築物応急危険度判定士の有資格者は26人であるが、今後も引き続き応急危険度判定士を育成し、応急危険度判定体制の強化を図る。

(3) 保健医療・福祉

【要援護者の支援】

○土砂災害警戒区域の高齢者をリストアップするとともに、迅速な避難を促すため、避難行動要支援者個別支援プランを策定する地域(自治会)の増加を図る。また、要援護者に対して、地域で見守り体制を構築する。

【要配慮者利用施設の相互協力の推進】

○自宅の被災や、通所経路等の被災等により、高齢者、障がい者等が要配慮者の利用施設から、帰宅が困難になった場合に、事業所相互に一時避難等をできるよう相互協力をするための体制を整備する。

【介護人材の育成・確保】

○少子高齢化が進む中、平時から人手不足が深刻化しており、災害時には、さらに介護人材が必要となることが見込まれることから、介護人材の計画的な育成・確保策に取り組む。

【福祉施設等への支援】

- 災害時に備え、高齢者、障がい者等が多数利用している社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立を図る。

【医療・介護人材の把握】

- 災害時に関係者とスムーズな連携が行えるよう、計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携を図る。

【地域医療救護体制の構築】

- 災害救急医療マニュアルについて習熟するとともに、医師会（可児医師会、可児歯科医師会、岐阜県薬剤師会可茂支部）との連携強化により、引き続き災害時の医療救護体制の充実を図る。

【日頃の生活や身の回り等への意識付け】

- 災害発生後（避難所生活や仮設住宅等で生活することを含む。）を視野に入れ、日頃から「病気の予防」、「こころの健康」など、ライフステージに応じた対策の実施を図る。

【避難所環境の充実】

- 避難所における備蓄品の充実、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る。
- 災害時にトイレが不足する事態に備え、緊急簡易組立式トイレ等の災害用トイレの備蓄を行っているが、感染症対策を踏まえ、備蓄数の見直しを検討する。

【感染症対策】

- 突発的又は衛生環境の悪化による感染症の発生により、その感染拡大の防止を図るため、消毒液等感染症対策物品の備蓄を行っているが、備蓄量等について万全を期すため、適正な配置と配布体制の検討を行う。
- 広報「ほっとみたけ」、ホームページなどにより日頃より感染症予防の必要性を啓発し、町民の意識向上を図る。

【愛玩動物の救援】

- 飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を指定避難所の隣接地に設置できるよう設置規模等の把握に努めるとともに、設置についても検討する。
- 県、関係団体等と協力して避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行い、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

【福祉避難所の整備】

- 災害時に高齢者、障がい者等、一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者が、避難所生活を送るに当たり必要となる福祉避難所運営マニュアルについて、策定に係る各サービス事業者との協議を検討する。

【公衆衛生対策】

- 避難所等における集団生活では、感染症が発生しやすいため、感染症対策に係る避難所運営マニュアルを踏まえた感染症対策を徹底する。

【要配慮者の避難支援(災害時避難行動要支援者台帳等の整備)】

- 要配慮者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助の実施、地域で見守り福祉向上を図るため、災害時避難行動要支援者台帳の登録を推進するとともに、個別支援プラン作成者の増加を図る。あわせて、地域における自主防災組織等との連携を密にする。

【被災者支援】

- 災害時に、被災者や被災自治会の総合窓口として窓口を開設し、相談を受ける体制の整備を図る。

【逸走動物対策】

- 災害時に、ペット等多くの動物が逸走することにより混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所を設置する。

【避難所における人間関係配慮対策】

- 避難所生活が長期化した場合など、うつ病をはじめとする心の病を発症する可能性があるため、その対策としてプライバシー配慮や心のケア支援を行う。

(4) 産業

【森林・里山の保全、治山事業】

- 山地における土砂災害などの自然災害に対し、森林・里山の保全効果が確実に発揮できるよう間伐等を実施するとともに、治山施設の維持管理を適宜実施する。また、必要に応じて災害に対する安全性の向上を図る。
- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。

【本社機能の誘致・企業誘致】

- 一般企業における災害リスク分散等に資するため、本社機能移転をはじめとした企業誘致を関係機関と共に実施する。

【町内事業所における経済活動の速やかな再開】

○各事業者が事業継続計画を策定し、速やかに経済活動が再開できる環境を整備する。

【被災事業者に対する自立支援】

○被災した事業所や風評被害等を受けた事業所に対し財政支援を行い、早期に自立再建できるよう必要な措置を講ずる。

【ため池の防災対策】

○農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等を順次進める。また、危険箇所周知のため、町民へため池ハザードマップの一層の周知に努める。

(5) 国土保全・農林水産・交通

【河川・水路施設等の整備】

○近年の雨の降り方が、局地化・集中化するなど、水害が頻発化・激甚化しているため、雨水渠や河川水路の計画的な整備を図る。

【土砂災害計画区域の周知啓発】

○土砂災害ハザードマップを随時更新することにより、土砂災害の危険が高い場所と、避難所について周知啓発を図る。

【亜炭鉱廃坑対策の推進】

○「南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業」は、令和2年度で終了となるが、国・県の支援が継続して受けられるよう働きかけ、後継事業の創設により町内に未だ広く存在する亜炭鉱廃坑の防災対策を進める。

【公共交通の維持確保】

○代替運行が可能な仕組みづくりを目標として、今後も御嵩町公共交通会議を継続して実施するとともに、災害時の公共交通インフラの維持確保を行う。

【農林道の整備】

○災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に橋梁などの農林道の保全整備を実施する。

【農地の適切な管理】

- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等の支援、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣害被害対策を継続する。

【地籍調査】

- 地籍調査実施済の土地は、災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速にとりかかることができるため、継続的に事業を実施する。

(6) ライフライン・情報通信

【水道施設の老朽化対策・耐震化対策】

- 水道管路、水道施設(配水池等)の更新及び耐震化を進めるとともに、長時間停電に備えた非常用電源確保対策を実施する。

(7) 環境

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- 災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画及びマニュアル(BCP)を策定し、仮置き場を選定しているが、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整える必要があることから、計画の更新等、引き続き処理体制の充実を図る。
- 県下廃棄物関係団体と災害廃棄物の収集運搬の救援協定を締結しているが、可茂衛生施設利用組合の耐震化対策の強化についても、構成市町村と検討を進める。

【死亡獣畜の処理】

- 災害時には、犬、ねこ等の死亡獣畜が発生することも想定されることから、その死体処理のための処理施設の確保に努める。

【合併処理浄化槽への転換促進】

- 災害時には生活環境が悪化することが想定されること、老朽化した単独処理浄化槽では、災害時にトイレを使用できなくなる恐れもあるため、汲み取り便所とあわせて合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

【住宅等における再生可能エネルギーの活用推進】

- 災害時におけるエネルギーの自立性・分散性を高めるため、住宅等における再生可能エネルギーの活用を拡大する。

(8) 横断的分野 1 リスクコミュニケーション

【施設管理者等への速やかな情報伝達】

- 宿泊施設(旅館等)や遊技場(ゴルフ場等)などの観光施設の経営者、管理者等に対し、速やかに緊急情報を伝達することで、可能なかぎり二次災害に係る被災防止を図る。

【外国人(町民、観光客)への情報伝達】

- 防災アプリの多言語化を可能にすることで、町内在住の外国人や外国人観光客に対し、的確に緊急情報を伝達する。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる可能性があることから、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定を進める。

【自主防災組織育成】

- 町内にある64の自主防災組織による町防災訓練への参加や当該組織による自主的な資機材の配備などの防災活動に取り組んでいただけるよう、引き続き当該組織への補助金の交付などの支援を行う。

【防災リーダー、防災士の育成】

- 高度な防災知識と技能を有し、被災時の人命救助や避難所運営を担うことができる防災リーダーや防災士の育成のため、引き続き防災士養成講座の開催などを行う。

(9) 横断的分野 2 老朽化対策

【計画的な施設管理】

- 高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、当該公共施設等の長寿命化、廃止、統合等を検討する公共施設の総合的かつ計画的な管理を目的とした公共施設等総合管理計画を策定しているが、今後は、財政負担の軽減と平準化、最適配置を図るための公共施設等個別施設計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理(マネジメント)を推進していく。

【農業水利施設の老朽化対策】

- 洪水時に一時貯留機能等を発揮する農業水利施設については、老朽化したものの更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

第6章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。そのため、本計画では、脆弱性評価の結果を踏まえつつ、個別施策分野及び横断的分野単位で施策の重点化を図ることとし、過去の災害から得られた教訓、社会情勢等を踏まえ、19の重点化すべき施策項目を次頁のとおり設定した。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行うものとする。

2 毎年度のアクションプランの策定

本町の国土強靱化推進のための主要施策を「御嵩町強靱化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化や、国及び県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。なお、重点化施策項目についても、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

地域防災計画など国土強靱化に係る町の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

【重点化施策項目】

施策分野	施策項目	
	重点化施策項目	
個別施策分野		
行政機能	・消防力の強化 ・非常用物資の備蓄の充実 ・受援体制の整備 ・公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進 ・災害対応力のための資機材整備 ・業務継続体制の整備 ・新庁舎等の建設 ・ボランティア対策	・避難施設の確保 ・初期消火対策 ・防災行政無線の整備 ・廃棄物処理施設の耐震化 ・越境避難体制の充実 ・民間宿泊施設の指定避難所としての借上げ ・災害用トイレ対策 ・課内の業務共有化 ・情報伝達ツールの多重化 ・町ホームページサーバの外部データセンターへの移設 ・町ホームページの災害モード搭載 ・特設公衆電話の配備 ・町内事業所における帰宅困難者の一時受け入れ ・備蓄品等の協定締結 ・ライフライン事業者との協定締結 ・被害認定調査の効率化
都市・住宅	・道路メンテナンス等の実施	・空家対策の推進 ・民間建築物の耐震化 ・ブロック塀等の除去推進 ・公共下水道(雨水)の整備 ・応急給水体制の確保 ・応急住宅の円滑かつ迅速な供給 ・下水道施設の未普及対策と老朽化対策・耐震化対策 ・応急危険度判定士育成
保健医療・福祉	・避難所環境の充実 ・感染症対策 ・公衆衛生対策	・要援護者の支援 ・要配慮者利用施設の相互協力の推進 ・介護人材の育成・確保 ・福祉施設等への支援 ・医療・介護人材の把握 ・地域医療救護体制の構築 ・日頃の生活や身の回り等への意識付け ・愛玩動物の救援

		・福祉避難所の整備 ・要配慮者の避難支援(災害時避難行動要支援者台帳等の整備) ・被災者支援 ・逸走動物対策 ・避難所における人間関係配慮対策
産業		・森林・里山の保全、治山事業 ・本社機能の誘致・企業誘致 ・町内事業所における経済活動の速やかな再開 ・被災事業者に対する自立支援 ・ため池の防災対策
国土保全・農林水産・交通	・亜炭鉱廃坑対策の推進 ・公共交通の維持確保	・河川・水路施設等の整備 ・土砂災害計画区域の周知啓発 ・農林道の整備 ・農地の適切な管理 ・地籍調査
ライフライン・情報通信	・水道施設の老朽化対策・耐震化対策	
環境	・住宅等における再生可能エネルギーの活用推進	・災害廃棄物処理体制の充実強化 ・死亡獣畜の処理 ・合併処理浄化槽への転換促進
横断的分野		
リスクコミュニケーション	・自主防災組織育成 ・防災リーダー、防災士の育成	・施設管理者等への速やかな情報伝達 ・外国人(町民、観光客)への情報伝達 ・要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進
老朽化対策	・計画的な施設管理	・農業水利施設の老朽化対策

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による住宅、建築物等の倒壊又は市街地等における大規模火災による甚大な人的被害の発生

【避難施設の確保】

- 災害に備え、指定避難所を21施設指定している。感染症流行時の災害も想定し、避難施設の確保に努めるとともに、引き続き、御嵩町防災ハザードマップの活用等により、避難施設の位置について周知強化に努める必要がある。
- 新たな避難所の確保に当たっては、避難所として必要な機能を有するか、施設の耐震基準は満たしているかなど、一定の基準に基づき判断する必要がある。
- 指定避難所の指定のほか、指定緊急避難場所や福祉避難所についても引き続き確保していく必要がある。

【消防力の強化】

- 消防団詰所の老朽化に伴い、個別施設計画に基づく建替え又は長寿命化の実施を図る必要がある。
- 火災発生時の迅速な消火活動が展開されるよう、自主防災組織に対する補助制度の導入や消防団による定期的な放水訓練を引き続き実施する必要がある。
- 大規模な災害が発生した場合、生活用水及び初期消火用の代替施設がないため、耐震性貯水槽、消火栓等の整備を進める必要がある。
- 消防水利施設として、消火栓等の設置を充実させる必要がある。
- 消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、効果的な確保対策を検討するとともに、必要に応じて機能別消防団員の積極的な活用も検討する必要がある。

【初期消火対策】

- 大規模地震等が原因で火災が発生した場合の地域住民による初期消火が、迅速かつ適切に行われることを目的に、町防災訓練、消防団による自主防災組織への指導等を通じて初期消火体制の充実を図る必要がある。
- 火災の初期消火、延焼拡大等を防ぐ役割の1つとして、自主防災組織が組織されており、各組織ごとに定期的な訓練を行うなど、災害時の活動に備えている。町の補助金を積極的に活用し、自主防災組織の活動を引き続き支援していく必要がある。

【空き家対策の推進】

- 平成25年度に実施した空き家の実態調査の結果、町内には約180戸の空き家が存在していることを確認し、その際、空き家の危険度をAランク～Dランクで評価した。この危険度をベースに、今後も、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「御嵩町空家等の適正管理及び有効活用に関する規則」に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、平成30年7月に策定した空家等対策計画の見直しを行っていく必要がある。

【計画的な施設管理】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一齐に耐用年数を迎えることが予想されることから、当該公共施設等の長寿命化、廃止、統合等を検討する公共施設の総合的かつ計画的な管理を目的とした公共施設等総合管理計画を策定しているが、今後は、財政負担の軽減と平準化、最適配置を図るための公共施設等個別施設計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理(マネジメント)を推進していく必要がある。

【施設管理者等への速やかな情報伝達】

○宿泊施設(旅館等)や遊技場(ゴルフ場等)などの観光施設の経営者、管理者等に対し、速やかに緊急情報を伝達することで、可能な限り二次災害に係る被災防止を図る必要がある。

【外国人(町民、観光客)への情報伝達】

○防災アプリの多言語化を可能にすることで、町内在住の外国人や外国人観光客に対し、的確に緊急情報を伝達する必要がある。

【防災行政無線の整備】

○災害時に町民へ防災情報等を速やかに伝達するため、全戸に防災行政無線(アナログ式)の戸別受信機を配布しており、令和 2 年度からは、難聴地域を中心にデジタル式を配布している。今後、故障、紛失等による交換も随時実施していく必要がある。

○防災行政無線のデジタル化に合わせて新たに再送信子局を設置し、難聴地域の解消を図ったところであり、災害時に確実に機能するよう、適切な維持管理を進める必要がある。

○デジタル式に更新された移動系無線についても適切な維持管理を行うとともに、使用方法について習熟しておく必要がある。

【廃棄物処理施設の耐震化】

○廃棄物処理施設の損壊を防止するため、各施設の耐震化、堅牢化などの対策を講じていく必要がある。

【民間建築物の耐震化】

○平成25年度に行われた住宅・土地統計調査(総務省統計局)を基にした推計値では、昭和56年5月31日以前に着工された建築物(以下「旧基準建築物」という。)のうち、耐震化実施済の住宅数と、それより後に着工された建築物の住宅数を合わせた耐震化されている住宅の割合は74%となっている。安全確保の取組を支援するため、木造住宅の無料耐震診断、建築物の耐震診断補助、耐震補強工事補助を促進し、旧基準建築物の建替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

【ブロック塀等の除去推進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀等を撤去する方を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀等の除去推進に努める必要がある。

【道路メンテナンス等の実施】 ○災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する必要がある。		
重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【避難施設の確保】 ・指定避難所数 ・指定緊急避難場所数 ・福祉避難所数	(R2) 21箇所 1箇所 9箇所	(R7) 21箇所(維持) 1箇所(維持) 9箇所(維持)
【消防力の強化】 ・消防団詰所の建替え等整備率(計4施設)	(R2) 25%	(R7) 50%
【空き家対策の推進】 ・特定空家件数	(R2) 3件	(R7) 2件
【計画的な施設管理】 ・個別施設計画策定施設数(計70施設)	(R1) 1施設	(R2) 70施設
【施設管理者等への速やかな情報伝達】 ・各施設との緊急連絡網整備率 ・各施設へのハザードマップ配布率	(R2) 0%	(R7) 町内事業所の 50%以上
【外国人(町民、観光客)への情報伝達】 ・防災アプリの多言語化 ・ハザードマップの多言語表示	(R2) 2か国語 0か国語	(R7) 5か国語 2か国語
【民間建築物の耐震化】 ・住宅の耐震化率	(H25) 74%(耐震改修促進計画による)	(R2) 95%に近づける(耐震改修促進計画による)
【道路メンテナンス等の実施】 ・橋梁補修(Ⅲ)率(10橋) ・道路法面等整備率(5箇所) ・舗装補修率(8路線 8,393m)	(R2) 80% 20% 38.9% (3,261m)	(R7) 100% 80% 53.6% (4,500m)

1-2 突発的又は広域的若しくは長期的な集中豪雨による市街地等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる可能性があることから、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定を進める必要がある。

【越境避難体制の充実】

○災害時に、町民が、自治体の境界を越えて円滑に避難できるよう、本町と瑞浪市において越境避難に関する協定を締結しているが、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、新たに協定を締結するなど、円滑な越境避難を可能にしておく必要がある。

- 【要援護者の支援】
○土砂災害警戒区域の高齢者をリストアップするとともに、迅速な避難を促すため、避難行動要支援者個別支援プランを策定する地域（自治会）の増加を図る必要がある。また、要援護者に対して、地域で見守り体制を構築する必要がある。
- 【要配慮者利用施設の相互協力の推進】
○自宅の被災や、通所経路等の被災等により、高齢者、障がい者等が要配慮者の利用施設から、帰宅が困難になった場合に、事業所相互に一時避難等をできるよう相互協力をするための体制を整備する必要がある。
- 【公共下水道（雨水）の整備】
○集中豪雨等による雨水の流出量増大による市街地等の浸水被害を防止するため、雨水排水計画を策定し、計画的な雨水排水対策を推進する必要がある。
- 【河川・水路施設等の整備】
○近年の雨の降り方が、局地化・集中化するなど、水害が頻発化・激甚化してきているため、雨水渠や河川水路の計画的な整備を図る必要がある。
- 【農業水利施設の老朽化対策】
○洪水時に一時貯留機能等を発揮する農業水利施設については、老朽化したものの更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】 ・避難確保計画策定施設数	(R1) 1施設	(R7) 2施設以上
【越境避難体制の充実】 ・越境避難に関する協定締結件数	(R2) 1件	(R7) 2件以上
【要援護者の支援】 ・避難行動要支援者個別支援プラン策定自治会数	(R2) 8自治会	(R7) 年1～2自治会の増
【要配慮者利用施設の相互協力の推進】 ・相互協力締結事業所割合	(R2) 0%	(R7) 50%
【公共下水道（雨水）の整備】 ・幹線排水路の整備率	(R2) 長岡排水路 100% 新町排水路 18.2% 中排水路 0%	(R7) 長岡排水路 100%（維持） 新町排水路 18.2%（維持） 中排水路 0%（維持）
【河川・水路施設等の整備】 ・整備計画河川の整備率（全体416.7m）	(R2) 30.5% (126.9m)	(R7) 45.8% (190.9m)

1-3 大規模土砂災害による集落等の壊滅及び甚大な人的被害の発生

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる可能性があることから、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定を進める必要がある。

【要援護者の支援】

○土砂災害警戒区域の高齢者をリストアップするとともに、迅速な避難を促すため、避難行動要支援者個別支援プランを策定する地域(自治会)の増加を図る必要がある。また、要援護者に対して、地域で見守り体制を構築する必要がある。

【要配慮者利用施設の相互協力の推進】

○自宅の被災や、通所経路等の被災等により、高齢者、障がい者等が要配慮者の利用施設から、帰宅が困難になった場合に、事業所相互に一時避難等をできるよう相互協力をするための体制を整備する必要がある。

【道路メンテナンス等の実施】

○災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する必要がある。

【土砂災害計画区域の周知啓発】

○土砂災害ハザードマップを随時更新することにより、土砂災害の危険が高い場所と、避難所について周知啓発を図る必要がある。

【森林・里山の保全、治山事業】

○山地における土砂災害などの自然災害に対し、森林・里山の保全効果が確実に発揮できるよう間伐等を実施するとともに、治山施設の維持管理を適宜実施する必要がある。また、必要に応じて災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

○豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】 ・避難確保計画策定施設数	(R1) 1施設	(R7) 2施設以上
【要配慮者利用施設の相互協力の推進】 ・相互協力締結事業所割合	(R2) 0%	(R7) 50%
【道路メンテナンス等の実施】 ・橋梁補修(Ⅲ)率(10橋) ・道路法面等整備率(5箇所) ・舗装補修率(8路線 8,393m)	(R2) 80% 20% 38.9% (3,261m)	(R7) 100% 80% 53.6% (4,500m)

1-4 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地等崩壊に伴う人的被害の発生

【亜炭鉱廃坑対策の推進】

- 「南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業」は、令和2年度で終了となるが、国・県の支援が継続して受けられるよう働きかけ、後継事業の創設により町内に未だ広く存在する亜炭鉱廃坑の防災対策を進める必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【亜炭鉱廃坑対策の推進】 ・工事実施面積	(R2) 50.0ha	(R7) 110.0ha

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の不足又は長期停止

【非常用物資の備蓄の充実】

- 南海トラフ巨大地震等、突発的な大規模災害が発生した場合、想定以上の避難者が発生する可能性があるため、長期保存が可能な備蓄物資の調達及び適正管理による更新を行う必要がある。
- 防災訓練等を通じ、家庭等における自主的な非常用物資の備蓄の促進に向けた啓発を継続して実施する必要がある。
- 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達を行うことができるよう、引き続き、新たな協定の締結等体制の強化を行う必要がある。

【受援体制の整備】

- 大規模災害発生時において、災害時相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、受援体制について応援職員等が円滑に応急業務を実施できるよう、受援計画の策定に努める必要がある。
- 災害時の支援物資の一時集積配分拠点として御嵩小学校を設定していることから、各地域の防災拠点へと搬送する体制についてマニュアル等の充実に努める必要がある。

【公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進】

- 庁舎等の防災拠点施設、避難所、その他の公共施設に太陽光発電・燃料電池・蓄電池・木質バイオマス熱利用設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入を推進する必要がある。

【民間宿泊施設の指定避難所としての借上げ】

- 食料のみならず、空調やトイレ環境など多様な生活機能が完備されている民間の宿泊施設を指定避難所として借り上げ、被災者の安全確保、健康維持を図る必要がある。

【道路メンテナンス等の実施】

- 災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する必要がある。

【水道施設の老朽化対策・耐震化対策】 ○水道管路、水道施設(配水池等)の更新及び耐震化を進めるとともに、長時間停電に備えた非常用電源確保対策を実施する必要がある。		
【応急給水体制の確保】 ○水道事故対策マニュアルに基づく対応、関係機関との応援体制の確保に努めるとともに、給水タンクや給水袋など、配備した既存の資機材の活用と、資機材の備蓄、濁水を想定した応急給水訓練の実施を行うなど、給水体制の整備を図る必要がある。		
重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【非常用物資の備蓄の充実】 ・備蓄量	(R2) 約2,500人分	(R7) 約6,000人分
【受援体制の整備】 ・受援計画の策定	(R2) 未策定	(R7) 策定完了
【公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進】 ・防災拠点施設導入施設数 ・指定避難所導入施設数 ・公共施設導入施設数	(R2) 1施設 5施設 4施設	(R7) 2施設 6施設 4施設
【民間宿泊施設の指定避難所としての借上げ】 ・民間宿泊施設の指定避難所数	(R2) 0施設	(R7) 1施設
【道路メンテナンス等の実施】 ・橋梁補修(Ⅲ)率(10橋) ・道路法面等整備率(5箇所) ・舗装補修率(8路線 8,393m)	(R2) 80% 20% 38.9% (3,261m)	(R7) 100% 80% 53.6% (4,500m)
【水道施設の老朽化対策・耐震化対策】 ・主要な配水池、ポンプ場の耐震診断実施箇所数 ・水道の基幹管路耐震化適合率	(R2) 5箇所 17.6%	(R7) 12箇所 34.7%
【応急給水体制の確保】 ・応急給水資機材(ステンレスタンク等)備蓄量	(R2) 4基	(R7) 6基

2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ又は重大な不足

- 【消防力の強化】**
- 消防団詰所の老朽化に伴い、個別施設計画に基づく建替え又は長寿命化の実施を図る必要がある。
 - 火災発生時の迅速な消火活動が展開されるよう、自主防災組織に対する補助制度の導入や消防団による定期的な放水訓練を引き続き実施する必要がある。
 - 大規模な災害が発生した場合、生活用水及び初期消火用の代替施設がないため、耐震性貯水槽、消火栓等の整備を進める必要がある。
 - 消防水利施設として、消火栓等の設置を充実させる必要がある。
 - 消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、効果的な確保対策を検討するとともに、必要に応じて機能別消防団員の積極的な活用も検討する必要がある。

【受援体制の整備】

- 大規模災害発生時において、災害時相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、受援体制について応援職員等が円滑に応急業務を実施できるよう、受援計画の策定に努める必要がある。
- 災害時の支援物資の一時集積配分拠点として御嵩小学校を設定していることから、各地域の防災拠点へと搬送する体制についてマニュアル等の充実に努める必要がある。

【災害対応力強化のための資機材整備】

- 災害対応のため消防団員等が利用することとなる災害用、救助活動用資機材の整備の充実に努める必要がある。

【道路メンテナンス等の実施】

- 災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【消防力の強化】 ・消防団員充足率	(R2) 98.2%	(R7) 100%
【受援体制の整備】 ・受援計画の策定	(R2) 未策定	(R7) 策定完了
【災害対応力強化のための資機材整備】 ・分団毎の訓練回数	(R2) 未実施	(R7) 各分団年1回以上
【道路メンテナンス等の実施】 ・橋梁補修(Ⅲ)率(10橋) ・道路法面等整備率(5箇所) ・舗装補修率(8路線 8,393m)	(R2) 80% 20% 38.9% (3,261m)	(R7) 100% 80% 53.6% (4,500m)

2-3 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

【介護人材の育成・確保】

- 少子高齢化が進む中、平時から人手不足が深刻化しており、災害時には、さらに介護人材が必要となることが見込まれることから、介護人材の計画的な育成・確保策に取り組む必要がある。

【福祉施設等への支援】

- 災害時に備え、高齢者、障がい者等が多数利用している社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立を図る必要がある。

【医療・介護人材の把握】

- 災害時に関係者とスムーズな連携が行えるよう、計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携を図る必要がある。

【地域医療救護体制の構築】

○災害救急医療マニュアルについて習熟するとともに、医師会（可児医師会、可児歯科医師会、岐阜県薬剤師会可茂支部）との連携強化により、引き続き災害時の医療救護体制の充実を図る必要がある。

【日頃の生活や身の回り等への意識付け】

○災害発生後（避難所生活や仮設住宅等で生活することを含む。）を視野に入れ、日頃から「病気の予防」、「こころの健康」など、ライフステージに応じた対策の実施を図る必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【医療・介護人材の把握】 ・連携訓練実施回数	(R2) 未実施	(R7) 1回

2-4 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化又は疫病・感染症等の大規模発生

【避難所環境の充実】

○避難所における備蓄品の充実、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る必要がある。

○災害時にトイレが不足する事態に備え、緊急簡易組立式トイレ等の災害用トイレの備蓄を行っているが、感染症対策を踏まえ、備蓄数の見直しを検討する必要がある。

【感染症対策】

○突発的又は衛生環境の悪化による感染症の発生により、その感染拡大の防止を図るため、消毒液等感染症対策物品の備蓄を行っているが、備蓄量等について万全を期すため、適正な配置と配布体制の検討を行う必要がある。

○広報「ほっとみたけ」、ホームページなどにより日頃より感染症予防の必要性を啓発し、町民の意識向上を図る必要がある。

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

○被災した方の一時的な休憩施設等として活用可能なソーラーシステムハウス等を供給できる環境の整備を図る必要がある。

【愛玩動物の救援】

○飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を指定避難所の隣接地に設置できるよう設置規模等の把握に努めるとともに、設置についても検討する必要がある。

○県、関係団体等と協力して避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行い、動物の愛護及び生活環境の保全に努める必要がある。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

○災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画及びマニュアル(BCP)を策定し、仮置き場を選定しているが、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整える必要があることから、計画の更新等、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

○県下廃棄物関係団体と災害廃棄物の収集運搬の救援協定を締結しているが、可茂衛生施設利用組合の耐震化対策の強化についても、構成市町村と検討を進める必要がある。

【災害用トイレ対策】

- 指定避難所、下水道利用住宅等に対して、必要に応じて仮設トイレの設置を行う必要がある。
- 避難所施設等に伴う仮設トイレは、原則として、し尿貯留槽が装備されたものを配置する必要がある。
- 仮設トイレは、町備蓄のもので対応できるよう備蓄の充実を図るが、不足する場合は、応援要請を行うための体制の整備を図る必要がある。

【死亡獣畜の処理】

- 災害時には、犬、ねこ等の死亡獣畜が発生することも想定されることから、その死体処理のための処理施設の確保に努める必要がある。

【福祉避難所の整備】

- 災害時に高齢者、障がい者等、一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者が、避難所生活を送るに当たり必要となる福祉避難所運営マニュアルについて、策定に係る各サービス事業者との協議を検討する必要がある。

【公衆衛生対策】

- 避難所等における集団生活では、感染症が発生しやすいため、感染症対策に係る避難所運営マニュアルを踏まえた感染症対策を徹底する必要がある。

【合併処理浄化槽への転換促進】

- 災害時には生活環境が悪化することが想定されること、老朽化した単独処理浄化槽では、災害時にトイレを使用できなくなる恐れもあるため、汲み取り便所とあわせて合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。

【下水道施設の未普及対策と老朽化対策・耐震化対策】

- 下水道施設に係る未普及対策と既存下水道管路の更新及び耐震化を引き続き実施することにより、生活・衛生環境の向上と快適な暮らしの実現を図る必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【避難所環境の充実】 ・マニュアルの整備 ・防災リーダー養成数	(R1) 策定済 271名	(R7) 見直し 421名
【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】 ・協定締結数	(R2) 0件	(R7) 1件以上
【災害廃棄物処理体制の充実強化】 ・災害廃棄物処理計画 ・BCP	(R2) 策定済	(R7) 見直し
【福祉避難所の整備】 ・福祉避難所運営マニュアル策定率	(R2) 未策定	(R7) 100%
【合併処理浄化槽への転換促進】 ・汚水処理人口普及率	(R1) 92.2%	(R7) 94.6%
【下水道施設の未普及対策と老朽化対策・耐震化対策】 ・汚水処理人口普及率	(R1) 92.2%	(R7) 94.6%

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【業務継続体制の整備】

- 御嵩町業務継続計画(BCP)において、非常時優先業務、職員の参集体制について定めているが、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制など、訓練等を通じて業務継続体制の強化を図る必要がある。
- 職員用食料、飲料水、庁舎の非常用電源等の確保に加え、非常時優先業務の執行環境の確保に努める必要がある。
- 職員やその家族が被災することにより登庁できない事態をできる限り回避するため、職員研修等により職員の防災意識を高め、自助に係る実効性を確保する必要がある。

【受援体制の整備】

- 大規模災害発生時において、災害時相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、受援体制について応援職員等が円滑に応急業務を実施できるよう、受援計画の策定に努める必要がある。
- 災害時の支援物資の一時集積配分拠点として御嵩小学校を設定していることから、各地域の防災拠点へと搬送する体制についてマニュアル等の充実に努める必要がある。

【新庁舎等の建設】

- 災害対応の中核拠点として機能し、対応に当たる職員等が円滑に活動でき、かつ、町民の暮らしを守る防災拠点施設となるよう、防災機能を充実させた新庁舎の建設を着実に進める必要がある。
- 新庁舎は災害時の活動拠点となることから、災害対策本部として構造上十分な安全性を確保し、情報通信設備機器やライフラインのバックアップ機能(非常用電源、耐震性貯水槽等)など必要な機能を備える必要がある。
- 災害時には自主防災組織の活動拠点等として利用できる防災拠点施設(町民ホール)を整備するとともに、新庁舎建設エリア内のインフラ(排水施設等)も併せて整備する必要がある。
- 災害時に多数の住民が避難できる拠点避難地として防災公園を、防災拠点施設(町民ホール)と併せて整備する必要がある。
- 大規模災害時には、防災拠点施設(町民ホール)や防災公園へ住民が避難するため、避難経路及び緊急通行車両等の進入道路の整備を行う必要がある。

【課内の業務共有化】

- 職員の誰もが保険証の発行などの窓口業務が遂行できるよう、課内における業務の共有化を可能にするためのマニュアル作成等に努める必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【業務継続体制の整備】 ・職員訓練実施回数	(R2) 年1回	(R7) 年1回以上
【受援体制の整備】 ・受援計画の策定	(R2) 未策定	(R7) 策定完了
【課内の業務共有化】 ・課内共通業務マニュアルの策定	(R2) 未策定	(R7) 策定完了

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 情報伝達の長期停止等による避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されない事態

【情報伝達ツールの多様化】

- 災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、町ホームページ、フェイスブック等の SNS 等を積極的に活用し、多様な方法による周知を行うとともに、スピーカー積載公用車の維持管理を図る必要がある。

【町ホームページサーバの外部データセンターへの移設】

- ホームページによる情報提供が継続できるよう、外部データセンターにホームページサーバを移設するなど、環境の整備を図る必要がある。

【町ホームページの災害モード搭載】

- ホームページに大量のアクセスが集中しても、情報提供が継続できるよう、ホームページの簡易表示板を作成するなど、環境の整備を図る必要がある。

【特設公衆電話の配備】

- 被災者が安否確認に使用する通信手段として特設公衆電話があるので、避難所への設置を積極的に行うとともに、確実に使用できるよう通信試験を定期的実施する必要がある。

【防災行政無線の整備】

- 災害時に町民へ防災情報等を速やかに伝達するため、全戸に防災行政無線(アナログ式)の戸別受信機を配布しており、令和 2 年度からは、難聴地域を中心にデジタル式を配布している。今後、故障、紛失等による交換も随時実施していく必要がある。
- 防災行政無線のデジタル化に合わせて新たに再送信子局を設置し、難聴地域の解消を図ったところであり、災害時に確実に機能するよう、適切な維持管理を進める必要がある。
- デジタル式に更新された移動系無線についても適切な維持管理を行うとともに、使用方法について習熟しておく必要がある。

【要援護者の支援】

- 土砂災害警戒区域の高齢者をリストアップするとともに、迅速な避難を促すため、避難行動要支援者個別支援プランを策定する地域(自治会)の増加を図る必要がある。また、要援護者に対して、地域で見守り体制を構築する必要がある。

【要配慮者の避難支援(災害時避難行動要支援者台帳等の整備)】

- 要配慮者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助の実施、地域で見守り福祉向上を図るため、災害時避難行動要支援者台帳の登録を推進するとともに、個別支援プラン作成者の増加を図る必要がある。あわせて、地域における自主防災組織等との連携を密にする必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【特設公衆電話の配備】 ・特設公衆電話設置施設数	(R2) 0施設	(R7) 6施設
【要配慮者の避難支援(災害時避難行動要支援者 台帳等の整備)】 ・台帳登録者数(率) ・個別支援プラン作成者数(率)	(R1) 763人 83人	(R7) 対象者の30% 登録者の10%

5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺又は風評被害等による観光経済等への影響

- 【本社機能の誘致・企業誘致】
○一般企業における災害リスク分散等に資するため、本社機能移転をはじめとした企業誘致を関係機関と共に実施する必要がある。
- 【町内事業所における経済活動の速やかな再開】
○各事業者が事業継続計画を策定し、速やかに経済活動が再開できる環境を整備する必要がある。
- 【被災事業者に対する自立支援】
○被災した事業所や風評被害等を受けた事業所に対し財政支援を行い、早期に自立再建できるよう必要な措置を講ずる必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【本社機能の誘致・企業誘致】 ・誘致企業数	(R2) 0件	(R7) 1件
【被災事業者に対する自立支援】 ・相談窓口設置件数	(R2) 1箇所	(R7) 3箇所

5-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

- 【公共交通の維持確保】
○代替運行が可能な仕組みづくりを目標として、今後も御嵩町公共交通会議を継続して実施するとともに、災害時の公共交通インフラの維持確保を行う必要がある。
- 【町内事業所における帰宅困難者の一時受け入れ】
○公共交通機関の停止により帰宅困難となった者を、一定期間事業所内に留めておくことができるよう、企業等に必要な物資等の備蓄を促すなど、環境の整備を図る必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【公共交通の維持確保】 ・運行状況(鉄道、バス、タクシー)の維持確保	(R2) 3社	(R7) 3社(維持)

5-3 食料、物資等の安定供給の停滞

- 【備蓄品等の協定締結】
○被災時に食料等の安定的な供給を可能とするよう、民間企業等と協定の締結を進める必要がある。

【農業水利施設の老朽化対策】 ○洪水時に一時貯留機能等を発揮する農業水利施設については、老朽化したものの更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。		
重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【備蓄品等の協定締結】 ・協定締結数	(R2) 10件	(R7) 11件以上

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止		
【ライフライン事業者との協定締結】 ○被災時にライフラインの安定的な供給を可能とするよう、事業者と協定の締結を進める必要がある。		
【住宅等における再生可能エネルギーの活用推進】 ○災害時におけるエネルギーの自立性・分散性を高めるため、住宅等における再生可能エネルギーの活用を拡大する必要がある。		
【水道施設の老朽化対策・耐震化対策】 ○水道管路、水道施設(配水池等)の更新及び耐震化を進めるとともに、長時間停電に備えた非常用電源確保対策を実施する必要がある。		
【下水道施設の未普及対策と老朽化対策・耐震化対策】 ○下水道施設に係る未普及対策と既存下水道管路の更新及び耐震化を引き続き実施することにより、生活・衛生環境の向上と快適な暮らしの実現を図る必要がある。		
【合併処理浄化槽への転換促進】 ○災害時には生活環境が悪化することが想定されること、老朽化した単独処理浄化槽では、災害時にトイレを使用できなくなる恐れもあるため、汲み取り便所とあわせて合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。		
【応急給水体制の確保】 ○水道事故対策マニュアルに基づく対応、関係機関との応援体制の確保に努めるとともに、給水タンクや給水袋など、配備した既存の資機材の活用と、資機材の備蓄、濁水を想定した応急給水訓練の実施を行うなど、給水体制の整備を図る必要がある。		
重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【ライフライン事業者との協定締結】 ・協定締結数	(R2) 4件	(R7) 5件以上
【住宅等における再生可能エネルギーの活用推進】 ・蓄電池補助実績 ・木質バイオマス補助実績 ・太陽光発電システム補助実績	(R1) 0件 0件 237件	(R7) 45件 9件 297件
【水道施設の老朽化対策・耐震化対策】 ・主要な配水池、ポンプ場の耐震診断実施箇所数 ・水道の基幹管路耐震化適合率	(R2) 5箇所 17.6%	(R7) 12箇所 34.7%

【下水道施設の未普及対策と老朽化対策・耐震化対策】 ・汚水処理人口普及率	(R1) 92.2%	(R7) 94.6%
【合併処理浄化槽への転換促進】 ・汚水処理人口普及率	(R1) 92.2%	(R7) 94.6%
【応急給水体制の確保】 ・応急給水資機材(ステンレスタンク等)備蓄量	(R2) 4基	(R7) 6基

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

【道路メンテナンス等の実施】

○災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する必要がある。

【農林道の整備】

○災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に橋梁などの農林道の保全整備を実施する必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【道路メンテナンス等の実施】 ・橋梁補修(Ⅲ)率(10橋) ・道路法面等整備率(5箇所) ・舗装補修率(8路線 8,393m)	(R2) 80% 20% 38.9% (3,261m)	(R7) 100% 80% 53.6% (4,500m)
【農林道の整備】 ・林道総延長 ・農道総延長	(R2) 25,044m 13,551m	(R7) 25,044m(維持) 13,551m(維持)

6-3 異常渇水等による用水の供給の途絶

【応急給水体制の確保】

○水道事故対策マニュアルに基づく対応、関係機関との応援体制の確保に努めるとともに、給水タンクや給水袋など、配備した既存の資機材の活用と、資機材の備蓄、渇水を想定した応急給水訓練の実施を行うなど、給水体制の整備を図る必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【応急給水体制の確保】 ・応急給水資機材(ステンレスタンク等)備蓄量	(R2) 4基	(R7) 6基

7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【ため池の防災対策】

○農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等を順次進める必要がある。また、危険箇所周知のため、町民へため池ハザードマップの一層の周知に努める必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【ため池の防災対策】 ・ため池ハザードマップ作成率	(R1) 100%	(R7) 見直し

7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【森林・里山の保全、治山事業】

- 山地における土砂災害などの自然災害に対し、森林・里山の保全効果が確実に発揮できるよう間伐等を実施するとともに、治山施設の維持管理を適宜実施する必要がある。また、必要に応じて災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。

【農地の適切な管理】

- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等の支援、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣害被害対策を継続する必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【農地の適切な管理】 ・多面的機能支払交付団体数	(R2) 3団体	(R7) 3団体(維持)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- 災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画及びマニュアル(BCP)を策定し、仮置き場を選定しているが、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整える必要があることから、計画の更新等、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。
- 県下廃棄物関係団体と災害廃棄物の収集運搬の救援協定を締結しているが、可茂衛生施設利用組合の耐震化対策の強化についても、構成市町村と検討を進める必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【災害廃棄物処理体制の充実強化】 ・災害廃棄物処理計画 ・BCP	(R2) 策定済	(R7) 見直し

8-2 地域コミュニティの崩壊又は人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【自主防災組織育成】

- 町内にある64の自主防災組織による町防災訓練への参加や当該組織による自主的な資機材の配備などの防災活動に取り組んでいただけるよう、引き続き当該組織への補助金の交付などの支援を行う必要がある。

【防災リーダー、防災士の育成】

- 高度な防災知識と技能を有し、被災時の人命救助や避難所運営を担うことができる防災リーダーや防災士の育成のため、引き続き防災士養成講座の開催などを行う必要がある。

【ボランティア対策】

○大規模災害等が発生した場合、災害ボランティアに対する初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動を行っていただけるよう、町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、実効性を確保するための訓練の実施を検討する必要がある。また、必要な災害支援物資の調達、配布方法等についてもあわせて検討する必要がある。

【被害認定調査の効率化】

○大規模災害時には多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想され、罹災証明書の交付の遅延は、復旧等の遅れに繋がるため、課内で研修等を実施するなど、更なる職員の認定事務の強化を図る必要がある。

【被災者支援】

○災害時に、被災者や被災自治会の総合窓口として窓口を開設し、相談を受ける体制の整備を図る必要がある。

【逸走動物対策】

○災害時に、ペット等多くの動物が逸走することにより混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所を設置する必要がある。

【避難所における人間関係配慮対策】

○避難所生活が長期化した場合など、うつ病をはじめとする心の病を発症する可能性があるため、その対策としてプライバシー配慮や心のケア支援を行う必要がある。

【応急危険度判定士育成】

○令和2年4月1日現在、町職員における被災建築物応急危険度判定士の有資格者は26人であるが、今後も引き続き応急危険度判定士を育成し、応急危険度判定体制の強化を図る必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【自主防災組織育成】 ・自主防災組織の結成率(全69団体)	(R2) 92.75%	(R7) 92.75%以上
【防災リーダー、防災士の育成】 ・防災リーダー数 ・防災士数	(R1) 270人 187人	(R7) 470人 312人
【ボランティア対策】 ・訓練実施回数	(R2) 未実施	(R7) 年1回以上
【被害認定調査の効率化】 ・職員向け家屋調査研修実施回数	(R2) 年1回	(R7) 年1回以上

8-3 幹線等基幹インフラの損壊、広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ**【地籍調査】**

○地籍調査実施済の土地は、災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速にとりかかることができるため、継続的に事業を実施する必要がある。

重要業績指標(KPI)	現状値	目標値
【地籍調査】 ・事業実施率	(R2) 7%	(R7) 7%(維持)

施策分野ごとの脆弱性評価結果

1 行政機能

【避難施設の確保】

- 災害に備え、指定避難所を21施設指定している。感染症流行時の災害も想定し、避難施設の確保に努めるとともに、引き続き、御嵩町防災ハザードマップの活用等により、避難施設の位置について周知強化に努める必要がある。
- 新たな避難所の確保に当たっては、避難所として必要な機能を有するか、施設の耐震基準は満たしているかなど、一定の基準に基づき判断する必要がある。
- 指定避難所の指定のほか、指定緊急避難場所や福祉避難所についても引き続き確保していく必要がある。

【消防力の強化】

- 消防団詰所の老朽化に伴い、個別施設計画に基づく建替え又は長寿命化の実施を図る必要がある。
- 火災発生時の迅速な消火活動が展開されるよう、自主防災組織に対する補助制度の導入や消防団による定期的な放水訓練を引き続き実施する必要がある。
- 大規模な災害が発生した場合、生活用水及び初期消火用の代替施設がないため、耐震性貯水槽、消火栓等の整備を進める必要がある。
- 消防水利施設として、消火栓等の設置を充実させる必要がある。
- 消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、効果的な確保対策を検討するとともに、必要に応じて機能別消防団員の積極的な活用も検討する必要がある。

【初期消火対策】

- 大規模地震等が原因で火災が発生した場合の地域住民による初期消火が、迅速かつ適切に行われることを目的に、町防災訓練、消防団による自主防災組織への指導等を通じて初期消火体制の充実を図る必要がある。
- 火災の初期消火、延焼拡大等を防ぐ役割の1つとして、自主防災組織が組織されており、各組織ごとに定期的な訓練を行うなど、災害時の活動に備えている。町の補助金を積極的に活用し、自主防災組織の活動を引き続き支援していく必要がある。

【防災行政無線の整備】

- 災害時に町民へ防災情報等を速やかに伝達するため、全戸に防災行政無線(アナログ式)の戸別受信機を配布しており、令和2年度からは、難聴地域を中心にデジタル式を配布している。今後、故障、紛失等による交換も随時実施していく必要がある。
- 防災行政無線のデジタル化に合わせて新たに再送信子局を設置し、難聴地域の解消を図ったところであり、災害時に確実に機能するよう、適切な維持管理を進める必要がある。
- デジタル式に更新された移動系無線についても適切な維持管理を行うとともに、使用方法について習熟しておく必要がある。

【廃棄物処理施設の耐震化】

○廃棄物処理施設の損壊を防止するため、各施設の耐震化、堅牢化などの対策を講じていく必要がある。

【越境避難体制の充実】

○災害時に、町民が、自治体の境界を越えて円滑に避難できるよう、本町と瑞浪市において越境避難に関する協定を締結しているが、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、新たに協定を締結するなど、円滑な越境避難を可能にしておく必要がある。

【非常用物資の備蓄の充実】

○南海トラフ巨大地震等、突発的な大規模災害が発生した場合、想定以上の避難者が発生する可能性があるため、長期保存が可能な備蓄物資の調達及び適正管理による更新を行う必要がある。

○防災訓練等を通じ、家庭等における自主的な非常用物資の備蓄の促進に向けた啓発を継続して実施する必要がある。

○民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達を行うことができるよう、引き続き、新たな協定の締結等体制の強化を行う必要がある。

【受援体制の整備】

○大規模災害発生時において、災害時相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、受援体制について応援職員等が円滑に応急業務を実施できるよう、受援計画の策定に努める必要がある。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として御嵩小学校を設定していることから、各地域の防災拠点へと搬送する体制についてマニュアル等の充実に努める必要がある。

【公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進】

○庁舎等の防災拠点施設、避難所、その他の公共施設に太陽光発電・燃料電池・蓄電池・木質バイオマス熱利用設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入を推進する必要がある。

【民間宿泊施設の指定避難所としての借上げ】

○食料のみならず、空調やトイレ環境など多様な生活機能が完備されている民間の宿泊施設を指定避難所として借り上げ、被災者の安全確保、健康維持を図る必要がある。

【災害対応力強化のための資機材整備】

○災害対応のため消防団員等が利用することとなる災害用、救助活動用資機材の整備の充実に努める必要がある。

【災害用トイレ対策】

○指定避難所、下水道利用住宅等に対して、必要に応じて仮設トイレの設置を行う必要がある。

○避難所施設等に伴う仮設トイレは、原則として、し尿貯留槽が装備されたものを配置する必要がある。

○仮設トイレは、町備蓄のもので対応できるよう備蓄の充実を図るが、不足する場合は、応援要請を行うための体制の整備を図る必要がある。

【業務継続体制の整備】

○御嵩町業務継続計画(BCP)において、非常時優先業務、職員の参集体制について定めているが、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制など、訓練等を通じて業務継続体制の強化を図る必要がある。

○職員用食料、飲料水、庁舎の非常用電源等の確保に加え、非常時優先業務の執行環境の確保に努める必要がある。

○職員やその家族が被災することにより登庁できない事態をできる限り回避するため、職員研修等により職員の防災意識を高め、自助に係る実効性を確保する必要がある。

【新庁舎等の建設】

○災害対応の中核拠点として機能し、対応に当たる職員等が円滑に活動でき、かつ、町民の暮らしを守る防災拠点施設となるよう、防災機能を充実させた新庁舎の建設を着実に進める必要がある。

○新庁舎は災害時の活動拠点となることから、災害対策本部として構造上十分な安全性を確保し、情報通信設備機器やライフラインのバックアップ機能(非常用電源、耐震性貯水槽等)など必要な機能を備える必要がある。

○災害時には自主防災組織の活動拠点等として利用できる防災拠点施設(町民ホール)を整備するとともに、新庁舎建設エリア内のインフラ(排水施設等)も併せて整備する必要がある。

○災害時に多数の住民が避難できる拠点避難地として防災公園を、防災拠点施設(町民ホール)と併せて整備する必要がある。

○大規模災害時には、防災拠点施設(町民ホール)や防災公園へ住民が避難するため、避難経路及び緊急通行車両等の進入道路の整備を行う必要がある。

【課内の業務共有化】

○職員の誰もが保険証の発行などの窓口業務が遂行できるよう、課内における業務の共有化を可能にするためのマニュアル作成等に努める必要がある。

【情報伝達ツールの多様化】

○災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、町ホームページ、フェイスブック等の SNS 等を積極的に活用し、多様な方法による周知を行うとともに、スピーカー積載公用車の維持管理を図る必要がある。

【町ホームページサーバの外部データセンターへの移設】

○ホームページによる情報提供が継続できるよう、外部データセンターにホームページサーバを移設するなど、環境の整備を図る必要がある。

【町ホームページの災害モード搭載】

○ホームページに大量のアクセスが集中しても、情報提供が継続できるよう、ホームページの簡易表示板を作成するなど、環境の整備を図る必要がある。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として特設公衆電話があるので、避難所への設置を積極的に行うとともに、確実に使用できるよう通信試験を定期的を実施する必要がある。

【町内事業所における帰宅困難者の一時受け入れ】

○公共交通機関の停止により帰宅困難となった者を、一定期間事業所内に留めておくことができるよう、企業等に必要な物資等の備蓄を促すなど、環境の整備を図る必要がある。

【備蓄品等の協定締結】

○被災時に食料等の安定的な供給を可能とするよう、民間企業等と協定の締結を進める必要がある。

【ライフライン事業者との協定締結】

○被災時にライフラインの安定的な供給を可能とするよう、事業者と協定の締結を進める必要がある。

【ボランティア対策】

○大規模災害等が発生した場合、災害ボランティアに対する初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動を行っていただけるよう、町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、実効性を確保するための訓練の実施を検討する必要がある。また、必要な災害支援物資の調達、配布方法等についてもあわせて検討する必要がある。

【被害認定調査の効率化】

○大規模災害時には多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想され、罹災証明書の交付の遅延は、復旧等の遅れに繋がるため、課内で研修等を実施するなど、更なる職員の認定事務の強化を図る必要がある。

2 都市・住宅

【空き家対策の推進】

○平成25年度に実施した空き家の実態調査の結果、町内には約180戸の空き家が存在していることを確認し、その際、空き家の危険度をAランク～Dランクで評価した。この危険度をベースに、今後も、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「御嵩町空家等の適正管理及び有効活用に関する規則」に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、平成30年7月に策定した空家等対策計画の見直しを行っていく必要がある。

【民間建築物の耐震化】

○平成25年度に行われた住宅・土地統計調査(総務省統計局)を基にした推計値では、昭和56年5月31日以前に着工された建築物(以下「旧基準建築物」という。)のうち、耐震化実施済の住宅数と、それより後に着工された建築物の住宅数を合わせた耐震化されている住宅の割合は74%となっている。安全確保の取組を支援するため、木造住宅の無料耐震診断、建築物の耐震診断補助、耐震補強工事補助を促進し、旧基準建築物の建替え・耐震改修の促進を図る必要がある。

【ブロック塀等の除去推進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀等を撤去する方を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀等の除去推進に努める必要がある。

【道路メンテナンス等の実施】

○災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する必要がある。

【公共下水道(雨水)の整備】

○集中豪雨等による雨水の流出量増大による市街地等の浸水被害を防止するため、雨水排水計画を策定し、計画的な雨水排水対策を推進する必要がある。

【応急給水体制の確保】

○水道事故対策マニュアルに基づく対応、関係機関との応援体制の確保に努めるとともに、給水タンクや給水袋など、配備した既存の資機材の活用と、資機材の備蓄、喝水を想定した応急給水訓練の実施を行うなど、給水体制の整備を図る必要がある。

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

○被災した方の一時的な休憩施設等として活用可能なソーラーシステムハウス等を供給できる環境の整備を図る必要がある。

【下水道施設の未普及対策と老朽化対策・耐震化対策】

○下水道施設に係る未普及対策と既存下水道管路の更新及び耐震化を引き続き実施することにより、生活・衛生環境の向上と快適な暮らしの実現を図る必要がある。

【応急危険度判定士育成】

○令和2年4月1日現在、町職員における被災建築物応急危険度判定士の有資格者は26人であるが、今後も引き続き応急危険度判定士を育成し、応急危険度判定体制の強化を図る必要がある。

3 保健医療・福祉

【要援護者の支援】

○土砂災害警戒区域の高齢者をリストアップするとともに、迅速な避難を促すため、避難行動要支援者個別支援プランを策定する地域(自治会)の増加を図る必要がある。また、要援護者に対して、地域で見守り体制を構築する必要がある。

【要配慮者利用施設の相互協力の推進】

○自宅の被災や、通所経路等の被災等により、高齢者、障がい者等が要配慮者の利用施設から、帰宅が困難になった場合に、事業所相互に一時避難等をできるよう相互協力をするための体制を整備する必要がある。

【介護人材の育成・確保】

○少子高齢化が進む中、平時から人手不足が深刻化しており、災害時には、さらに介護人材が必要となることが見込まれることから、介護人材の計画的な育成・確保策に取り組む必要がある。

【福祉施設等への支援】

- 災害時に備え、高齢者、障がい者等が多数利用している社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立を図る必要がある。

【医療・介護人材の把握】

- 災害時に関係者とスムーズな連携が行えるよう、計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携を図る必要がある。

【地域医療救護体制の構築】

- 災害救急医療マニュアルについて習熟するとともに、医師会（可児医師会、可児歯科医師会、岐阜県薬剤師会可茂支部）との連携強化により、引き続き災害時の医療救護体制の充実を図る必要がある。

【日頃の生活や身の回り等への意識付け】

- 災害発生後（避難所生活や仮設住宅等で生活することを含む。）を視野に入れ、日頃から「病気の予防」、「こころの健康」など、ライフステージに応じた対策の実施を図る必要がある。

【避難所環境の充実】

- 避難所における備蓄品の充実、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る必要がある。
- 災害時にトイレが不足する事態に備え、緊急簡易組立式トイレ等の災害用トイレの備蓄を行っているが、感染症対策を踏まえ、備蓄数の見直しを検討する必要がある。

【感染症対策】

- 突発的又は衛生環境の悪化による感染症の発生により、その感染拡大の防止を図るため、消毒液等感染症対策物品の備蓄を行っているが、備蓄量等について万全を期すため、適正な配置と配布体制の検討を行う必要がある。
- 広報「ほっとみたけ」、ホームページなどにより日頃より感染症予防の必要性を啓発し、町民の意識向上を図る必要がある。

【愛玩動物の救援】

- 飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を指定避難所の隣接地に設置できるよう設置規模等の把握に努めるとともに、設置についても検討する必要がある。
- 県、関係団体等と協力して避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行い、動物の愛護及び生活環境の保全に努める必要がある。

【福祉避難所の整備】

- 災害時に高齢者、障がい者等、一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者が、避難所生活を送るに当たり必要となる福祉避難所運営マニュアルについて、策定に係る各サービス事業者との協議を検討する必要がある。

【公衆衛生対策】

- 避難所等における集団生活では、感染症が発生しやすいため、感染症対策に係る避難所運営マニュアルを踏まえた感染症対策を徹底する必要がある。

【要配慮者の避難支援(災害時避難行動要支援者台帳等の整備)】

- 要配慮者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助の実施、地域で見守り福祉向上を図るため、災害時避難行動要支援者台帳の登録を推進するとともに、個別支援プラン作成者の増加を図る必要がある。あわせて、地域における自主防災組織等との連携を密にする必要がある。

【被災者支援】

- 災害時に、被災者や被災自治会の総合窓口として窓口を開設し、相談を受ける体制の整備を図る必要がある。

【逸走動物対策】

- 災害時に、ペット等多くの動物が逸走することにより混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所を設置する必要がある。

【避難所における人間関係配慮対策】

- 避難所生活が長期化した場合など、うつ病をはじめとする心の病を発症する可能性があるため、その対策としてプライバシー配慮や心のケア支援を行う必要がある。

4 産業

【森林・里山の保全、治山事業】

- 山地における土砂災害などの自然災害に対し、森林・里山の保全効果が確実に発揮できるよう間伐等を実施するとともに、治山施設の維持管理を適宜実施する必要がある。また、必要に応じて災害に対する安全性の向上を図る必要がある。
- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。

【本社機能の誘致・企業誘致】

- 一般企業における災害リスク分散等に資するため、本社機能移転をはじめとした企業誘致を関係機関と共に実施する必要がある。

【町内事業所における経済活動の速やかな再開】

- 各事業者が事業継続計画を策定し、速やかに経済活動が再開できる環境を整備する必要がある。

【被災事業者に対する自立支援】

- 被災した事業所や風評被害等を受けた事業所に対し財政支援を行い、早期に自立再建できるよう必要な措置を講ずる必要がある。

【ため池の防災対策】

- 農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等を順次進める必要がある。また、危険箇所周知のため、町民へため池ハザードマップの一層の周知に努める必要がある。

5 国土保全・農林水産・交通

【河川・水路施設等の整備】

- 近年の雨の降り方が、局地化・集中化するなど、水害が頻発化・激甚化してきているため、雨水渠や河川水路の計画的な整備を図る必要がある。

【土砂災害計画区域の周知啓発】

- 土砂災害ハザードマップを随時更新することにより、土砂災害の危険が高い場所と、避難所について周知啓発を図る必要がある。

【亜炭鉱廃坑対策の推進】

- 「南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業」は、令和2年度で終了となるが、国・県の支援が継続して受けられるよう働きかけ、後継事業の創設により町内に未だ広く存在する亜炭鉱廃坑の防災対策を進める必要がある。

【公共交通の維持確保】

- 代替運行が可能な仕組みづくりを目標として、今後も御嵩町公共交通会議を継続して実施するとともに、災害時の公共交通インフラの維持確保を行う必要がある。

【農林道の整備】

- 災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に橋梁などの農林道の保全整備を実施する必要がある。

【農地の適切な管理】

- 農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等の支援、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣害被害対策を継続する必要がある。

【地籍調査】

- 地籍調査実施済の土地は、災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速にとりかかることができるため、継続的に事業を実施する必要がある。

6 ライフライン・情報通信

【水道施設の老朽化対策・耐震化対策】

- 水道管路、水道施設(配水池等)の更新及び耐震化を進めるとともに、長時間停電に備えた非常用電源確保対策を実施する必要がある。

7 環境

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- 災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画及びマニュアル(BCP)を策定し、仮置き場を選定しているが、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整える必要があることから、計画の更新等、引き続き処理体制の充実を図る必要がある。

○県下廃棄物関係団体と災害廃棄物の収集運搬の救援協定を締結しているが、可
茂衛生施設利用組合の耐震化対策の強化についても、構成市町村と検討を進め
る必要がある。

【死亡獣畜の処理】

○災害時には、犬、ねこ等の死亡獣畜が発生することも想定されることから、その死
体処理のための処理施設の確保に努める必要がある。

【合併処理浄化槽への転換促進】

○災害時には生活環境が悪化することが想定されること、老朽化した単独処理浄化
槽では、災害時にトイレを使用できなくなる恐れもあるため、汲み取り便所とあわせ
て合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。

【住宅等における再生可能エネルギーの活用推進】

○災害時におけるエネルギーの自立性・分散性を高めるため、住宅等における再生
可能エネルギーの活用を拡大する必要がある。

8 リスクコミュニケーション

【施設管理者等への速やかな情報伝達】

○宿泊施設(旅館等)や遊技場(ゴルフ場等)などの観光施設の経営者、管理者等に
対し、速やかに緊急情報を伝達することで、可能なかぎり二次災害に係る被災防止
を図る必要がある。

【外国人(町民、観光客)への情報伝達】

○防災アプリの多言語化を可能にすることで、町内在住の外国人や外国人観光客に
対し、的確に緊急情報を伝達する必要がある。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

○高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の
遅れにより被災する危険性が高くなる可能性があることから、要配慮者が利用する
施設における避難確保計画の策定を進める必要がある。

【自主防災組織育成】

○町内にある64の自主防災組織による町防災訓練への参加や当該組織による自主
的な資機材の配備などの防災活動に取り組んでいただけるよう、引き続き当該組
織への補助金の交付などの支援を行う必要がある。

【防災リーダー、防災士の育成】

○高度な防災知識と技能を有し、被災時の人命救助や避難所運営を担うことができ
る防災リーダーや防災士の育成のため、引き続き防災士養成講座の開催などを行
う必要がある。

9 老朽化対策

【計画的な施設管理】

- 高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、当該公共施設等の長寿命化、廃止、統合等を検討する公共施設の総合的かつ計画的な管理を目的とした公共施設等総合管理計画を策定しているが、今後は、財政負担の軽減と平準化、最適配置を図るための公共施設等個別施設計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理(マネジメント)を推進していく必要がある。

【農業水利施設の老朽化対策】

- 洪水時に一時貯留機能等を発揮する農業水利施設については、老朽化したものの更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する必要がある。

リスクシナリオごとの推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による住宅、建築物等の倒壊又は市街地等における大規模火災による甚大な人的被害の発生

【避難施設の確保】

- 災害に備え、指定避難所を21施設指定している。感染症流行時の災害も想定し、避難施設の確保に努めるとともに、引き続き、御嵩町防災ハザードマップの活用等により、避難施設の位置について周知強化に努める。
- 新たな避難所の確保に当たっては、避難所として必要な機能を有するか、施設の耐震基準は満たしているかなど、一定の基準に基づき判断する。
- 指定避難所の指定のほか、指定緊急避難場所や福祉避難所についても引き続き確保していく。

【消防力の強化】

- 消防団詰所の老朽化に伴い、個別施設計画に基づく建替え又は長寿命化の実施を図る。
- 火災発生時の迅速な消火活動が展開されるよう、自主防災組織に対する補助制度の導入や消防団による定期的な放水訓練を引き続き実施する。
- 大規模な災害が発生した場合、生活用水及び初期消火用の代替施設がないため、耐震性貯水槽、消火栓等の整備を進める。
- 消防水利施設として、消火栓等の設置を充実させる。
- 消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、効果的な確保対策を検討するとともに、必要に応じて機能別消防団員の積極的な活用も検討する。

【初期消火対策】

- 大規模地震等が原因で火災が発生した場合の地域住民による初期消火が、迅速かつ適切に行われることを目的に、町防災訓練、消防団による自主防災組織への指導等を通じて初期消火体制の充実を図る。
- 火災の初期消火、延焼拡大等を防ぐ役割の1つとして、自主防災組織が組織されており、各組織ごとに定期的な訓練を行うなど、災害時の活動に備えている。町の補助金を積極的に活用し、自主防災組織の活動を引き続き支援していく。

【防災行政無線の整備】

- 災害時に町民へ防災情報等を速やかに伝達するため、全戸に防災行政無線(アナログ式)の戸別受信機を配布しており、令和 2 年度からは、難聴地域を中心にデジタル式を配布している。今後、故障、紛失等による交換も随時実施していく。
- 防災行政無線のデジタル化に合わせて新たに再送信子局を設置し、難聴地域の解消を図ったところであり、災害時に確実に機能するよう、適切な維持管理を進める。
- デジタル式に更新された移動系無線についても適切な維持管理を行うとともに、使用方法について習熟しておく。

【廃棄物処理施設の耐震化】

○廃棄物処理施設の損壊を防止するため、各施設の耐震化、堅牢化などの対策を講じていく。

【空き家対策の推進】

○平成25年度に実施した空き家の実態調査の結果、町内には約180戸の空き家が存在していることを確認し、その際、空き家の危険度をAランク～Dランクで評価した。この危険度をベースに、今後も、「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「御嵩町空家等の適正管理及び有効活用に関する規則」に基づき、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するとともに、平成30年7月に策定した空家等対策計画の見直しを行っていく。

【民間建築物の耐震化】

○平成25年度に行われた住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値では、昭和56年5月31日以前に着工された建築物（以下「旧基準建築物」という。）のうち、耐震化実施済の住宅数と、それより後に着工された建築物の住宅数を合わせた耐震化されている住宅の割合は74%となっている。安全確保の取組を支援するため、木造住宅の無料耐震診断、建築物の耐震診断補助、耐震補強工事補助を促進し、旧基準建築物の建替え・耐震改修の促進を図る。

【ブロック塀等の除去推進】

○ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、ブロック塀等を撤去する方を対象に補助制度を設けており、同制度の周知を引き続き行い、ブロック塀等の除去推進に努める。

【道路メンテナンス等の実施】

○災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する。

【施設管理者等への速やかな情報伝達】

○宿泊施設（旅館等）や遊技場（ゴルフ場等）などの観光施設の経営者、管理者等に対し、速やかに緊急情報を伝達することで、可能なかぎり二次災害に係る被災防止を図る。

【外国人（町民、観光客）への情報伝達】

○防災アプリの多言語化を可能にすることで、町内在住の外国人や外国人観光客に対し、的確に緊急情報を伝達する。

【計画的な施設管理】

○高度経済成長期に整備した公共施設等が一斉に耐用年数を迎えることが予想されることから、当該公共施設等の長寿命化、廃止、統合等を検討する公共施設の総合的かつ計画的な管理を目的とした公共施設等総合管理計画を策定しているが、今後は、財政負担の軽減と平準化、最適配置を図るための公共施設等個別施設計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理（マネジメント）を推進していく。

1-2 突発的又は広域的若しくは長期的な集中豪雨による市街地等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

【越境避難体制の充実】

- 災害時に、町民が、自治体の境界を越えて円滑に避難できるよう、本町と瑞浪市において越境避難に関する協定を締結しているが、町域をまたいだ避難について、周辺市町と平時より協議し、新たに協定を締結するなど、円滑な越境避難を可能にしておく。

【公共下水道(雨水)の整備】

- 集中豪雨等による雨水の流出量増大による市街地等の浸水被害を防止するため、雨水排水計画を策定し、計画的な雨水排水対策を推進する。

【要援護者の支援】

- 土砂災害警戒区域の高齢者をリストアップするとともに、迅速な避難を促すため、避難行動要支援者個別支援プランを策定する地域(自治会)の増加を図る。また、要援護者に対して、地域で見守り体制を構築する。

【要配慮者利用施設の相互協力の推進】

- 自宅の被災や、通所経路等の被災等により、高齢者、障がい者等が要配慮者の利用施設から、帰宅が困難になった場合に、事業所相互に一時避難等をできるよう相互協力をするための体制を整備する。

【河川・水路施設等の整備】

- 近年の雨の降り方が、局地化・集中化するなど、水害が頻発化・激甚化しているため、雨水渠や河川水路の計画的な整備を図る。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる可能性があることから、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定を進める。

【農業水利施設の老朽化対策】

- 洪水時に一時貯留機能等を発揮する農業水利施設については、老朽化したものの更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

1-3 大規模土砂災害による集落等の壊滅及び甚大な人的被害の発生

【道路メンテナンス等の実施】

- 災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する。

【要援護者の支援】

- 土砂災害警戒区域の高齢者をリストアップするとともに、迅速な避難を促すため、避難行動要支援者個別支援プランを策定する地域(自治会)の増加を図る。また、要援護者に対して、地域で見守り体制を構築する。

【要配慮者利用施設の相互協力の推進】

- 自宅の被災や、通所経路等の被災等により、高齢者、障がい者等が要配慮者の利用施設から、帰宅が困難になった場合に、事業所相互に一時避難等をできるよう相互協力をするための体制を整備する。

【森林・里山の保全、治山事業】

- 山地における土砂災害などの自然災害に対し、森林・里山の保全効果が確実に発揮できるよう間伐等を実施するとともに、治山施設の維持管理を適宜実施する。また、必要に応じて災害に対する安全性の向上を図る。
- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。

【土砂災害計画区域の周知啓発】

- 土砂災害ハザードマップを随時更新することにより、土砂災害の危険が高い場所と、避難所について周知啓発を図る。

【要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進】

- 高齢者、障がい者等の要配慮者は、災害時の避難行動に時間を要し、避難行動の遅れにより被災する危険性が高くなる可能性があることから、要配慮者が利用する施設における避難確保計画の策定を進める。

1-4 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による市街地等崩壊に伴う人的被害の発生

【亜炭鉱廃坑対策の推進】

- 「南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業」は、令和2年度で終了となるが、国・県の支援が継続して受けられるよう働きかけ、後継事業の創設により町内に未だ広く存在する亜炭鉱廃坑の防災対策を進める。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の不足又は長期停止

【非常用物資の備蓄の充実】

- 南海トラフ巨大地震等、突発的な大規模災害が発生した場合、想定以上の避難者が発生する可能性があるため、長期保存が可能な備蓄物資の調達及び適正管理による更新を行う。
- 防災訓練等を通じ、家庭等における自主的な非常用物資の備蓄の促進に向けた啓発を継続して実施する。
- 民間企業等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達を行うことができるよう、引き続き、新たな協定の締結等体制の強化を行う。

【受援体制の整備】

- 大規模災害発生時において、災害時相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、受援体制について応援職員等が円滑に応急業務を実施できるよう、受援計画の策定に努める。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として御嵩小学校を設定していることから、各地域の防災拠点へと搬送する体制についてマニュアル等の充実に努める。

【公共施設等における再生可能エネルギーの導入推進】

○庁舎等の防災拠点施設、避難所、その他の公共施設に太陽光発電・燃料電池・蓄電池・木質バイオマス熱利用設備等の再生可能エネルギー利用設備の導入を推進する。

【民間宿泊施設の指定避難所としての借上げ】

○食料のみならず、空調やトイレ環境など多様な生活機能が完備されている民間の宿泊施設を指定避難所として借り上げ、被災者の安全確保、健康維持を図る。

【道路メンテナンス等の実施】

○災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する。

【応急給水体制の確保】

○水道事故対策マニュアルに基づく対応、関係機関との応援体制の確保に努めるとともに、給水タンクや給水袋など、配備した既存の資機材の活用と、資機材の備蓄、濁水を想定した応急給水訓練の実施を行うなど、給水体制の整備を図る。

【水道施設の老朽化対策・耐震化対策】

○水道管路、水道施設（配水池等）の更新及び耐震化を進めるとともに、長時間停電に備えた非常用電源確保対策を実施する。

2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ又は重大な不足

【消防力の強化】

○消防団詰所の老朽化に伴い、個別施設計画に基づく建替え又は長寿命化の実施を図る。

○火災発生時の迅速な消火活動が展開されるよう、自主防災組織に対する補助制度の導入や消防団による定期的な放水訓練を引き続き実施する。

○大規模な災害が発生した場合、生活用水及び初期消火用の代替施設がないため、耐震性貯水槽、消火栓等の整備を進める。

○消防水利施設として、消火栓等の設置を充実させる。

○消防団員の確保が一段と厳しさを増している中、効果的な確保対策を検討するとともに、必要に応じて機能別消防団員の積極的な活用も検討する。

【受援体制の整備】

○大規模災害発生時において、災害時相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、受援体制について応援職員等が円滑に応急業務を実施できるよう、受援計画の策定に努める。

○災害時の支援物資の一時集積配分拠点として御嵩小学校を設定していることから、各地域の防災拠点へと搬送する体制についてマニュアル等の充実に努める。

【災害対応力強化のための資機材整備】

○災害対応のため消防団員等が利用することとなる災害用、救助活動用資機材の整備の充実に努める。

【道路メンテナンス等の実施】

- 災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する。

2-3 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

【介護人材の育成・確保】

- 少子高齢化が進む中、平時から人手不足が深刻化しており、災害時には、さらに介護人材が必要となることが見込まれることから、介護人材の計画的な育成・確保策に取り組む。

【福祉施設等への支援】

- 災害時に備え、高齢者、障がい者等が多数利用している社会福祉施設等における防災体制の整備と応援協力体制の確立を図る。

【医療・介護人材の把握】

- 災害時に関係者とスムーズな連携が行えるよう、計画的に会議及び訓練を通じて、県・医療機関等との連携を図る。

【地域医療救護体制の構築】

- 災害救急医療マニュアルについて習熟するとともに、医師会（可児医師会、可児歯科医師会、岐阜県薬剤師会可茂支部）との連携強化により、引き続き災害時の医療救護体制の充実を図る。

【日頃の生活や身の回り等への意識付け】

- 災害発生後（避難所生活や仮設住宅等で生活することを含む。）を視野に入れ、日頃から「病気の予防」、「こころの健康」など、ライフステージに応じた対策の実施を図る。

2-4 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化又は疫病・感染症等の大規模発生

【災害用トイレ対策】

- 指定避難所、下水道利用住宅等に対して、必要に応じて仮設トイレの設置を行う。
- 避難所施設等に伴う仮設トイレは、原則として、し尿貯留槽が装備されたものを配置する。
- 仮設トイレは、町備蓄のもので対応できるよう備蓄の充実を図るが、不足する場合は、応援要請を行うための体制の整備を図る。

【応急住宅の円滑かつ迅速な供給】

- 被災した方の一時的な休憩施設等として活用可能なソーラーシステムハウス等を供給できる環境の整備を図る。

【下水道施設の未普及対策と老朽化対策・耐震化対策】

- 下水道施設に係る未普及対策と既存下水道管路の更新及び耐震化を引き続き実施することにより、生活・衛生環境の向上と快適な暮らしの実現を図る。

【避難所環境の充実】

- 避難所における備蓄品の充実、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る。
- 災害時にトイレが不足する事態に備え、緊急簡易組立式トイレ等の災害用トイレの備蓄を行っているが、感染症対策を踏まえ、備蓄数の見直しを検討する。

【感染症対策】

- 突発的又は衛生環境の悪化による感染症の発生により、その感染拡大の防止を図るため、消毒液等感染症対策物品の備蓄を行っているが、備蓄量等について万全を期すため、適正な配置と配布体制の検討を行う。
- 広報「ほっとみたけ」、ホームページなどにより日頃より感染症予防の必要性を啓発し、町民の意識向上を図る。

【愛玩動物の救援】

- 飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を指定避難所の隣接地に設置できるよう設置規模等の把握に努めるとともに、設置についても検討する。
- 県、関係団体等と協力して避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行い、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。

【福祉避難所の整備】

- 災害時に高齢者、障がい者等、一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者が、避難所生活を送るに当たり必要となる福祉避難所運営マニュアルについて、策定に係る各サービス事業者との協議を検討する。

【公衆衛生対策】

- 避難所等における集団生活では、感染症が発生しやすいため、感染症対策に係る避難所運営マニュアルを踏まえた感染症対策を徹底する。

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- 災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画及びマニュアル(BCP)を策定し、仮置き場を選定しているが、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整える必要があることから、計画の更新等、引き続き処理体制の充実を図る。
- 県下廃棄物関係団体と災害廃棄物の収集運搬の救援協定を締結しているが、可茂衛生施設利用組合の耐震化対策の強化についても、構成市町村と検討を進める。

【死亡獣畜の処理】

- 災害時には、犬、ねこ等の死亡獣畜が発生することも想定されることから、その死体処理のための処理施設の確保に努める。

【合併処理浄化槽への転換促進】

- 災害時には生活環境が悪化することが想定されること、老朽化した単独処理浄化槽では、災害時にトイレを使用できなくなる恐れもあるため、汲み取り便所とあわせて合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【業務継続体制の整備】

- 御嵩町業務継続計画(BCP)において、非常時優先業務、職員の参集体制について定めているが、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制など、訓練等を通じて業務継続体制の強化を図る。
- 職員用食料、飲料水、庁舎の非常用電源等の確保に加え、非常時優先業務の執行環境の確保に努める。
- 職員やその家族が被災することにより登庁できない事態をできる限り回避するため、職員研修等により職員の防災意識を高め、自助に係る実効性を確保する。

【受援体制の整備】

- 大規模災害発生時において、災害時相互応援協定により、他自治体等からの応援を受けられることとなっていることから、受援体制について応援職員等が円滑に応急業務を実施できるよう、受援計画の策定に努める。
- 災害時の支援物資の一時集積配分拠点として御嵩小学校を設定していることから、各地域の防災拠点へと搬送する体制についてマニュアル等の充実に努める。

【新庁舎等の建設】

- 災害対応の中核拠点として機能し、対応に当たる職員等が円滑に活動でき、かつ、町民の暮らしを守る防災拠点施設となるよう、防災機能を充実させた新庁舎の建設を着実に進める。
- 新庁舎は災害時の活動拠点となることから、災害対策本部として構造上十分な安全性を確保し、情報通信設備機器やライフラインのバックアップ機能(非常用電源、耐震性貯水槽等)など必要な機能を備える。
- 災害時には自主防災組織の活動拠点等として利用できる防災拠点施設(町民ホール)を整備するとともに、新庁舎建設エリア内のインフラ(排水施設等)も併せて整備する。
- 災害時に多数の住民が避難できる拠点避難地として防災公園を、防災拠点施設(町民ホール)と併せて整備する。
- 大規模災害時には、防災拠点施設(町民ホール)や防災公園へ住民が避難するため、避難経路及び緊急通行車両等の進入道路の整備を行う。

【課内の業務共有化】

- 職員の誰もが保険証の発行などの窓口業務が遂行できるよう、課内における業務の共有化を可能にするためのマニュアル作成等に努める。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する

4-1 情報伝達の長期停止等による避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されない事態

【情報伝達ツールの多様化】

- 災害時に避難勧告等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、町ホームページ、フェイスブック等の SNS 等を積極的に活用し、多様な方法による周知を行うとともに、スピーカー積載公用車の維持管理を図る。

【町ホームページサーバの外部データセンターへの移設】

○ホームページによる情報提供が継続できるよう、外部データセンターにホームページサーバを移設するなど、環境の整備を図る。

【町ホームページの災害モード搭載】

○ホームページに大量のアクセスが集中しても、情報提供が継続できるよう、ホームページの簡易表示板を作成するなど、環境の整備を図る。

【特設公衆電話の配備】

○被災者が安否確認に使用する通信手段として特設公衆電話があるので、避難所への設置を積極的に行うとともに、確実に使用できるよう通信試験を定期的実施する。

【防災行政無線の整備】

○災害時に町民へ防災情報等を速やかに伝達するため、全戸に防災行政無線(アナログ式)の戸別受信機を配布しており、令和 2 年度からは、難聴地域を中心にデジタル式を配布している。今後、故障、紛失等による交換も随時実施していく。
○防災行政無線のデジタル化に合わせて新たに再送信子局を設置し、難聴地域の解消を図ったところであり、災害時に確実に機能するよう、適切な維持管理を進める。
○デジタル式に更新された移動系無線についても適切な維持管理を行うとともに、使用方法について習熟しておく。

【要援護者の支援】

○土砂災害警戒区域の高齢者をリストアップするとともに、迅速な避難を促すため、避難行動要支援者個別支援プランを策定する地域(自治会)の増加を図る。また、要援護者に対して、地域で見守り体制を構築する。

【要配慮者の避難支援(災害時避難行動要支援者台帳等の整備)】

○要配慮者の日常生活の不安を軽減し、円滑な救助及び援助の実施、地域で見守り福祉向上を図るため、災害時避難行動要支援者台帳の登録を推進するとともに、個別支援プラン作成者の増加を図る。あわせて、地域における自主防災組織等との連携を密にする。

5 生活・経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺又は風評被害等による観光経済等への影響

【本社機能の誘致・企業誘致】

○一般企業における災害リスク分散等に資するため、本社機能移転をはじめとした企業誘致を関係機関と共に実施する。

【町内事業所における経済活動の速やかな再開】

○各事業者が事業継続計画を策定し、速やかに経済活動が再開できる環境を整備する。

【被災事業者に対する自立支援】

○被災した事業所や風評被害等を受けた事業所に対し財政支援を行い、早期に自立再建できるよう必要な措置を講ずる。

5-2 幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

【町内事業所における帰宅困難者の一時受け入れ】

○公共交通機関の停止により帰宅困難となった者を、一定期間事業所内に留めておくことができるよう、企業等に必要な物資等の備蓄を促すなど、環境の整備を図る。

【公共交通の維持確保】

○代替運行が可能な仕組みづくりを目標として、今後も御嵩町公共交通会議を継続して実施するとともに、災害時の公共交通インフラの維持確保を行う。

5-3 食料、物資等の安定供給の停滞

【備蓄品等の協定締結】

○被災時に食料等の安定的な供給を可能とするよう、民間企業等と協定の締結を進める。

【農業水利施設の老朽化対策】

○洪水時に一時貯留機能等を発揮する農業水利施設については、老朽化したものの更新を進めるとともに、施設の維持管理を確実に実施する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン(電気、ガス、上下水道等)の長期間にわたる機能停止

【ライフライン事業者との協定締結】

○被災時にライフラインの安定的な供給を可能とするよう、事業者と協定の締結を進める。

【下水道施設の未普及対策と老朽化対策・耐震化対策】

○下水道施設に係る未普及対策と既存下水道管路の更新及び耐震化を引き続き実施することにより、生活・衛生環境の向上と快適な暮らしの実現を図る。

【応急給水体制の確保】

○水道事故対策マニュアルに基づく対応、関係機関との応援体制の確保に努めるとともに、給水タンクや給水袋など、配備した既存の資機材の活用と、資機材の備蓄、濁水を想定した応急給水訓練の実施を行うなど、給水体制の整備を図る。

【水道施設の老朽化対策・耐震化対策】

○水道管路、水道施設(配水池等)の更新及び耐震化を進めるとともに、長時間停電に備えた非常用電源確保対策を実施する。

【住宅等における再生可能エネルギーの活用推進】

○災害時におけるエネルギーの自立性・分散性を高めるため、住宅等における再生可能エネルギーの活用を拡大する。

【合併処理浄化槽への転換促進】

○災害時には生活環境が悪化することが想定されること、老朽化した単独処理浄化槽では、災害時にトイレを使用できなくなる恐れもあるため、汲み取り便所とあわせて合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する。

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

【道路メンテナンス等の実施】

○災害発生時における避難、救助救出活動や迅速かつ円滑な復旧・復興が行えるよう、主要幹線道路や生活道路の整備及び適正な維持管理を推進する。

【農林道の整備】

○災害に強い森林づくりのため、県と連携して計画的に橋梁などの農林道の保全整備を実施する。

6-3 異常渇水等による用水の供給の途絶

【応急給水体制の確保】

○水道事故対策マニュアルに基づく対応、関係機関との応援体制の確保に努めるとともに、給水タンクや給水袋など、配備した既存の資機材の活用と、資機材の備蓄、渇水を想定した応急給水訓練の実施を行うなど、給水体制の整備を図る。

7 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【ため池の防災対策】

○農業用ため池の老朽化による決壊により、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、堤体の補強等を順次進める。また、危険箇所周知のため、町民へため池ハザードマップの一層の周知に努める。

7-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【森林・里山の保全、治山事業】

○山地における土砂災害などの自然災害に対し、森林・里山の保全効果が確実に発揮できるよう間伐等を実施するとともに、治山施設の維持管理を適宜実施する。また、必要に応じて災害に対する安全性の向上を図る。
○豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する。

【農地の適切な管理】

○農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等の支援、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組の支援、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣害被害対策を継続する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【災害廃棄物処理体制の充実強化】

- 災害廃棄物を円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画及びマニュアル(BCP)を策定し、仮置き場を選定しているが、災害時でも速やかにごみを処理するための体制を整える必要があることから、計画の更新等、引き続き処理体制の充実を図る。
- 県下廃棄物関係団体と災害廃棄物の収集運搬の救援協定を締結しているが、可茂衛生施設利用組合の耐震化対策の強化についても、構成市町村と検討を進める。

8-2 地域コミュニティの崩壊又は人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

【ボランティア対策】

- 大規模災害等が発生した場合、災害ボランティアに対する初期対応に遅れが生ずることなく円滑に活動を行っていただけるよう、町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、実効性を確保するための訓練の実施を検討する。また、必要な災害支援物資の調達、配布方法等についてもあわせて検討する。

【被害認定調査の効率化】

- 大規模災害時には多くの住宅が被災し、罹災証明書の交付申請が集中することが予想され、罹災証明書の交付の遅延は、復旧等の遅れに繋がるため、課内で研修等を実施するなど、更なる職員の認定事務の強化を図る。

【応急危険度判定士育成】

- 令和2年4月1日現在、町職員における被災建築物応急危険度判定士の有資格者は26人であるが、今後も引き続き応急危険度判定士を育成し、応急危険度判定体制の強化を図る。

【被災者支援】

- 災害時に、被災者や被災自治会の総合窓口として窓口を開設し、相談を受ける体制の整備を図る。

【逸走動物対策】

- 災害時に、ペット等多くの動物が逸走することにより混乱が生ずる恐れがあることから、逸走したペット等を収容するための被災動物救護所を設置する。

【避難所における人間関係配慮対策】

- 避難所生活が長期化した場合など、うつ病をはじめとする心の病を発症する可能性があるため、その対策としてプライバシー配慮や心のケア支援を行う。

【自主防災組織育成】

- 町内にある64の自主防災組織による町防災訓練への参加や当該組織による自主的な資機材の配備などの防災活動に取り組んでいただけるよう、引き続き当該組織への補助金の交付などの支援を行う。

【防災リーダー、防災士の育成】

- 高度な防災知識と技能を有し、被災時の人命救助や避難所運営を担うことができる防災リーダーや防災士の育成のため、引き続き防災士養成講座の開催などを行う。

8-3 幹線等基幹インフラの損壊、広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

【地籍調査】

○地籍調査実施済の土地は、災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速にとりかかることができるため、継続的に事業を実施する。

御嵩町国土強靱化地域計画

令和3年 月

〒505-0192

岐阜県可児郡御嵩町御嵩1239番地1

御嵩町総務部総務防災課

TEL:0574-67-2111

FAX:0574-67-1999

E-mail:bousai@town.mitake.lg.jp